報

じ

活 活 活

活

全国町村会長に荒木氏を再選……………

令和2年度政府予算編成及び施策に関する要望を決定·

町

町村の購読料は会費 の中に含まれております。

每週月曜日発行

ŧ く

動 動 動 動

令和2年度政府予算編成及び施策に関する要望 令和2年度政府予算編成及び施策に関する要望

報

新任都道府県町村会長の略歴:

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 武居丈二: 定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 http://www.zck.or.jp



食の流れを意識した専門領域を設定してい

生を迎えることができた。学生数は一学年百 農学類にも当てはまる。 ている点では、農学系学部の特色は小さな食 の専門分野をすべてカバーできるわけではな 専任教員も総勢38人と少ない。だから、 はもっとも小規模のグループに属している。 (ほどであり、 福島大学に新設された食農学類が それでも非常に多彩な分野から構成され 国立大学の農学系学部として 第 1 農学 期

ある。 分かれ、 費者につなぐ役割を果たすのが農業経営学で ち構えている。 流には作物の栽培や育種などの教員が配置さ フラや機械装備を支える農業工学が続く。 次第に狭い領域に特化していくわけだが 最上流には森林科学があり、 農産物を受け取る位置には食品科学が待 学生も2年次後半から専門のコースに 4年目には研究室に所属することに さらに、 食の流れを結んで消 農業のイン ф

言ってもよい。

かりやすく伝えることが基本的な責務だと

向き合うポジションにもある。

噛み砕いて分

があるからだ。さらに、役場は町村民と直接

政も分野が違えば、

言葉づかいにもかなり差

の大切さは町村役場の仕事にも共通する。

専門分野を越えたコミュニケーション

なカリキュラムも用意したのだが、

考えてみ

を身に付けてほしい。そのための分野横断的

異なるわけである。 たかたちに分かれている。 る学問も生物学・化学・物理学・経済学とい 多彩な分野からなると述べたが、ベースにあ 育ってほしいという願いなのである。 るとともに、 八々に伝えることができる。そんな人材に その内容をほかの専門分野 いわば言語体系が

そこを翻訳し、 噛み砕いて伝える対話能力 農学は

写真キャプション

(3) (2)

(7) (4)

重点事項

池や沼に自生するじゅんさいは、現 在は水質悪化により日本国内で採 れる環境はほとんどなく、栽培農家 も少ない貴重な高級食材で、国産 の9割が三種町産。生のものが味 わえるのは6~8月上旬頃までの短 い期間のみで、この期間は摘み取り 体験も人気を集めている。

福島大学教授 生素 源は

寺に

真は

<u>→</u> いち

食農学類は人材育成の理念として、学際性の 大切さを強調している。 専門的な知見を深め

分かっていなかったというわけである。

表面的に覚えただけで、

鍵となる本質が

理解が不十分だったことに気付く場合もあ

専門外の人々に説明を試みることで、

自分の

若かりし頃の体験から申し上げるのだが

(第三種郵便物認可)

報

全国町村会長に荒木氏 嘉熊 本





おいて、任期満了に伴う会長の選挙を行い、荒木泰臣氏(熊 元年7月31日から2年間 本県町村会長が当選者として決定されたもので、任期は令和 本県町村会長・嘉島町長)を再選した。 会長選挙については、 に基づき、6月24日までに候補者として届出のあった荒木熊 「全国町村会の会長、副会長及び監事の選任に関する規程 全国町村会は7月2日、全国町村会館で開催した理事会に

努力をするとともに国に要請していく」と決意を表明した。 地方交付税を含む一般財源総額の確保についても、精 国と共に地方創生の推進に取り組んでいかなければならな 町村の重要課題を挙げ、「全国926の町村が一丸となり、 遂行できるよう、国に力強い支援を求めていく」と述べたほ 災地の復興は未だ道半ばであり、復興事業が円滑かつ確実に 荒木会長は就任挨拶で、近年相次ぐ自然災害について、「被 少子高齢化、 町村運営において重要である財政基盤の安定化に向け、 人口減少の克服と地域経済の活性化という

【荒り木 泰臣会長略歴

▽昭和62(1987)年2月 ▽熊本県上益城郡嘉島町長 昭和21(1946)年10月10日生 嘉島町長就任 (当選回数9回)

> ▽平成17(2005)年4月 平成29(2017)年7月 熊本県町村会長就任

全国町村会長就任

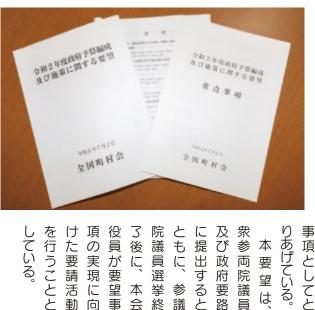
全国町村会

2019年(令和元年)7月15日

令和2年度政府予算編成及び 施策に関する要望を決定







項の実現に向 りあげている。 けた要請活動 役員が要望事 院議員選挙終 ともに、 及び政府要路 衆参両院議員 に提出すると 本要 望 本会 参議 は

に関する要望」を決定した。 全国町村会(会長・荒木泰臣嘉島町長) 全国町村会館で理事会(都道府県町村会長会 「令和2年度政府予算編成及び施 ţ

制定といったとりわけ重要な10分野については、重点 産業、⑧合区解消、⑨国土政策、⑩新たな過疎法の 地方創生、③町村自治確立、④地方税財政、⑤介護 保険制度・国民健康保険、⑥教育施策等、⑦農林水 豪雨災害等からの復旧・復興、防災・減災対策、 をとりまとめたものである。 種施策の具体化にあたり、十分な配慮を求める事項 び国会等関係機関に対し、 活躍社会の実現に向けた地方創生の更なる推進」な 復興と全国的な防災・減災対策の強化」や「一億総 要望項目は、「大規模震災・豪雨災害等からの復旧 34項目。いずれも全国町村会として、政府およ 令和2年度予算編成と各 また、①大規模震災

令和2年度政府予算編成及び施策に関する要望

急 順

復興のため、 ことから、 被害をもたらす災害が頻発している

画に位置づけられた防災・減災、

玉

記事項について十分配慮するよう強 く要望する。 政策の具体化に当たっては、 令和2年度政府予算編成及び各種 特に下

記

災対策の強化に関すること の復旧・復興と全国的な防災・減 大規模震災・豪雨災害等から

の万全な措置 東日本大震災からの復興対策へ

復興対策

援すること。 術職を含め、

また、職員の派遣に当たっては

万全な財政措置を講じること。 成31年3月8日閣議決定)に基づき るよう、国は、新たな「基本方針」(亚 を遅滞なく着実かつ円滑に推進でき 復興の加速化に向けて、必要な事業 財政基盤の脆弱な被災町村が、復旧 復興・創生期間」においても

町

組みの在り方について検討するこ 情をしっかり捉え、復興を支える仕 必要な課題については、被災地の実 また、復興・創生期間後も対応が 復興庁後継組織について

(第三種郵便物認可)

任とリーダーシップを発揮し得る組 を確実に実施できるよう、 村の意見を十分踏まえ、必要な事業 復興を成し遂げるため、 政治の責 被災町

> 織体制とすること。 (2)

災対策について万全を期すこと。 めるとともに、原発の安全規制・防 よる汚染廃棄物の処理の加速化に努 償の迅速化、除染の徹底と放射能に 収束、避難住民の生活支援、 (3) 東京電力福島第一原発事故の早期 平成28年熊本地震からの復旧 損害賠

ど、中長期的な予算の確保を含め 東日本大震災も踏まえた特別の措置 を講じること。 負担分に対する十分な財政措置な 度の創設、補助率のかさ上げ、 復興を果たせるよう、新たな補助制 被災町村全てが一日も早い復旧 地方

災害からの復旧・復興 (4) 集中豪雨・地震等による大規模

30年7月豪雨や平成30年北海道胆振 じるとともに、 財政措置による十分な財政支援を講 助金や特別交付税を始めとした地方 東部地震等により被災した町村が早 期に復旧・復興できるよう、国庫補 けた十分な支援を講じること。 平成29年7月九州北部豪雨、 さらに、近年、全国各地で甚大な 被災者の生活再建に 平成

原子力災害対策の徹底

(5)

財政措置 ること。 担が生じないよう万全の措置を講じ 派遣元・派遣先自治体ともに財政負 ⑥ 全国防災・減災事業への十分な

するため、全国的な防災・減災事業 な財政措置を講じること。 減災事業債の恒久化・拡充など十分 が確実に実施できるよう、緊急防災 今後起こり得る大規模災害に対応

を講じること。 な被害が発生しないよう万全な対策 の寸断等の発生は、住民の生活に多 大な影響を及ぼすことから、 また、大規模停電や交通インフラ 連鎖的

新たな国土強靱化基本計画及び計 国土強靱化に関する施策の推進 う「市町村職員の派遣スキーム」等 恒久的財源としての「復旧・復興税 税財源の確保を検討すること。 | 災害復旧国債(仮称)| の創設等 (仮称)」の創設による基金の設置や 全国の市町村から人的支援を行 災害からの早急な復旧 長期的な視点に立った 国土強靱化のための恒久的な財源を ること。 う、安定的かつ十分な財源を確保す 基づき、 土強靱化のための3か年緊急対策に 確保すること。 また、緊急対策終了後においても、 事業を着実に実施できるよ

2. 一億総活躍社会の実現に向け た地方創生の更なる推進に関する

こと

[1]地方創生の更なる推進

よう、特に不足している土木等の技 による応援職員が十分に確保される

職員の充実・養成を支

組みを構築すること。 ついては、町村が創意工夫を凝らし 地方の意見を十分に尊重するととも 生総合戦略」の策定に当たっては、 て行った施策が適切に評価される仕 に、KPI(重要業績評価指標)に (1) 第2期「まち・ひと・しごと創

町村の事務負担が過度なものになら 地域再生計画の策定に当たっては、 ないよう必要な支援を行うこと。 (2)また、 町村が進める地方創生の取組の 第2期の地方版総合戦略や

を活かした事業に柔軟かつ積極的に 達成のため、 的にも十分な支援を行うこと。 更なる推進に向け、制度的にも財政 (3) 町村が総合戦略に基づいた目標 地方創生推進交付金について 新たな発想や創意工夫

合的な対策を拡充すること。

山漁村体験教育の推進等に対する総

町

ること。

対象事業となる要件を緩和するな 取り組んでいけるよう、できる限り 規模も拡充すること。 自由度の高い交付金とし、 その

いても、 り扱いを行うこと。 (4) また、 都市から地方への移住・交流の 要件の緩和など弾力的な取 地方創生関連補助金等につ

推進、 ど、ヒト・モノ・カネ・情報の対流 ミュニティの再生、子ども滞在型農 るため、都市住民との連携や地域コ 進されるよう支援すること。 を促進し、地域内での経済循環が促 イノベーションの推進、 (5) 都市・農村共生社会の実現を図 多様な地域資源等を活用した 起業支援な

報

成立させること。 推進に関する法律(案)」を早期に また、「青少年自然体験活動等の

する法律 めの特定地域づくり事業の推進に関 め、「地域人口の急減に対処するた 活性化に資する人材の確保を図るた 係人口)の拡大に向けた取組を支援 地域に多様な関わりを持つ人々(関 ⑥ 移住や定住のみならず農山漁村 田園回帰を一層促進すること。 地域社会の維持及び地域経済の (案)」を早期に成立させ

定的確保

どの利用環境や未来技術の整備を国 た各種施策を進めるに当たっては が支援すること。 その活用が可能となるよう、 条件不利地域を抱える町村を含め y5・0 (第5の社会) (8)情報化社会に次ぐSociet 時代に向け 5Gな

率的利用等の観点からも重要な課題 すること。 本社移転等、 であることから、政府機能の移転 災害対応力の強化、 (9) 東京一極集中の是正は、 引き続き積極的に支援 エネルギーの効 国土の

ディネーターの配置に係る制度の創 養成や育成を行うこと。 な能力を備えたコーディネーターの 設や財政支援を行うとともに、必要 つなぐ専門的なスキルを持つコー 制の一層の充実を図るため、両者を (10) 地域と高等学校の連携・協働体

学校教育改革推進事業」を継続・拡 充すること。 [2]社会保障に係る必要財源の安 また、「地域との協働による高等

ことのないよう、必要な財源を安定 的に確保すること。 ための諸施策の推進に支障が生じる 町村が取り組む社会保障の充実の

[3] 子育て支援の充実 (1)幼児教育無償化の円滑な実施に

システム改修費を確実に国費で実施 当たっては、 すること。

ついては、 に確保すること。 (3) 良好な保育の提供のため、

きものであり、強制しないこと。

また、圏域における行政体制のあ

べきものであり、強制しないこと。

広域連携は本来自主的に行うべ

方からの提案を実現すること。

可能な限り地

(3)

市町村合併は本来自主的に行う

ど対策の充実・強化を図ること。 児童支援員の確保等のため、 き続き人材確保に取り組むこと。 善の補助の拡充や補助要件の緩和な な財源を確保するとともに、 に推進するため、 士の養成や処遇改善の充実など、 (4) 放課後児童健全育成事業を着実 国において安定的 処遇改 放課後 31

4.

地方税財政に関すること

に尊重すること。

(5)

道州制は導入しないこと。

り方については、

町村の意見を十分

介護サービス基盤を整備するととも に、介護従事者の養成等、 人材確保に取り組むこと。 「介護離職ゼロ」を達成するため、

3 町村自治の確立に関すること

義務付けを求めることは避け、 任職員の配置等について全国一律に 考慮せずに、新たな計画の策定や専 寡や先行的な取組の有無等の実情を に当たっては、 (1) 国が制度の創設・拡充等を行う 町村の行政需要の多 町村

初年度経費・事務費 の裁量の確保に十分配慮すること。 集方式」については、 (2)地方分権改革に関する「提案募

国の責任において必要な財源を確実 同水準ルールの外枠で全額措置し 負担に必要な財源を一般財源総額の (2) 幼児教育の無償化に係る財源に 2020年度以降の地方

[4]介護サービスの基盤確保 保育

> 保 (1)地方交付税等の一般財源総額確

引き続き

など、地方交付税等の一般財源の総 行うこと。また、「まち・ひと・し 額を確実に確保すること。 の引上げを含めた抜本的な見直しを の確保が必要なため、地方交付税率 めには、継続的に安定した自主財源 様々な施策を着実に実施していくた こと創生事業費」を拡充・継続する 町村が自主性・自立性を発揮し

り組むこと。 に留まっているため、 た段階補正の復元については、一部 なお、 過去に大幅に縮減が行われ 全額復元に取

ける期末手当等の支給に係る町村の (2)会計年度任用職員制度導入にお

財政負担について、十分な地方財政 措置を講じること。

③ ゴルフ場利用税の堅持

続き現行制度を堅持すること。 かつ安定的な財源はあり得ず、 る。ゴルフ場利用税に代わる恒久的 る上でも、 需要に対応しており、地域振興を図 消防・救急など所在町村特有の行政 クセス道路の整備・維持管理、 ゴルフ場利用税 農薬・水質調査等の環境対策 地滑り対策等の災害防止対 不可欠な財源となってい (交付金) は、 引き 廃棄 ア

(4) 固定資産税の安定的確保

定性に富む、町村財政における基幹 に確保できるようにすること。 税目であることから、税収が安定的 固定資産税は、収入の普遍性・安

終了すること。 りとし、期限の到来をもって確実に するとともに、本特例制度は今回限 度において「生産性革命」の一環と 度を堅持すること。なお、 については、町村財政を支える安定 象範囲の拡大などを行わないように して減税の特例制度が創設された した基幹税であることから、現行制 特に、償却資産に係る固定資産税 国の経済対策等の手段として対 平成30年

令和元年10月に予定されている消 消費税率引上げの確実な実施

> 費税率10%への引上げについては、 するため、 保障制度の構築と財政健全化を両立 いることを踏まえ、 を活用した施策の実施が見込まれて 幼児教育の無償化を始め、その財源 確実に行うこと。 持続可能な社会

5 険に関すること 介護保険制度及び国民健康保

その外枠で確保すること。 費50%、保険料50%)を活用せず、 交付金等の現行の介護保険財源 めのインセンティブの財源は (1) 介護保険の保険者機能強化のた 調整 公

ركح 講じるなど、国保基盤の強化を図る 円の公費投入を確実に実施するとと 各自治体の実情に応じて財政支援を の賦課、加入者の動向等を踏まえ、 もに、今後の医療費や保険料(税) 改革となるよう、毎年3、400億 ② 今般の国保制度改革が実効ある

引き続き堅持すること。 が担う自治体間の所得調整機能につ 担金及び普通調整交付金の減額調整 独事業)を行うことに対する国庫負 いては、新制度施行後においても (4) (3) 国民健康保険の普通調整交付金 子どもへの医療費助成(地方単

措置については、 早急に全廃するこ

創設すること。 (5) 〔税〕を軽減するための支援制度を また、子どもに係る均等割保険料

じること。 て、国の責任において財政措置を講 構築・運用・更改に係る経費につい みの導入に当たっては、システムの タヘルスの推進に向けた新たな仕組 データプラットフォームなど、デー オンライン資格確認や保健医療

6 教育施策等の推進に関すること

行することから、少子化を理由とし ティの衰退を招き、地方創生にも逆 ないこと。 る機械的な教職員定数の削減は行わ て、強制的な学校の統廃合につなが 小・中学校の消滅は、地域コミュニ (1) 地域住民の拠り所となっている

の措置を講じること。

もって経営に取り組めるよう、万全

が推進できるよう、ICT環境の整 援体制の充実を図ること。 とともに、外部人材の活用等人的支 備や維持に必要な財政措置を講じる ② ICTを効果的に活用した教育

て 設の整備等の町村が実施を計画して いる教育環境整備に係る事業につい 備の設置、トイレ改修、学校給食施 耐震化や老朽化対策と併せ、空調設 (3) 公立小・中学校施設等について 実際の経費と交付額の乖離をな 計画的に実施できるよう、十

分な予算額を確保すること。

7. 農林水産業に関すること

ないよう毅然とした姿勢で臨むこ 農林水産業に悪影響を及ぼすことが 関する二国間協議においては、 (1) また、 日米物品貿易協定(TAG) 生産現場の不安を払拭する 国内

کے り影響を受ける農林漁業者が希望を ため交渉過程の透明性を確保するこ (2) TPP11協定・日欧EPAによ

きるよう、自治体の裁量を拡充する ともに、田園回帰の促進をはじめ、 や政策を検討するための、農政に関 は、 設すること。 各地域にとって最適な政策が実施で する国と地方の協議の場を設けると 「農村価値創生交付金(仮称)」を創 (3)国と自治体の役割分担の明確化 今後の農業・農村政策について

的機能を維持・発揮できるよう、 の実態を重視し、農業・農村が多面 の見直しに当たっては、 定した政策を確立すること。 (4)「食料·農業·農村基本計画」 多様な地域 安

獣による農作物等の被害が、 鳥獣被害対策について、 町村だ 野生鳥 町 村 報

> ルまで達しているため、十分な予算 けでは解決が困難な「災害」のレベ 本的な対策を講じること。 省庁の連携の下、 を継続的に確保するとともに、関係 被害防止に係る抜

所要額を確保すること。 基本計画及び水産政策の改革に基づ 持続的な発展を実現するため、 府県による支援の強化を図ること。 わせた体制整備に資する国及び都道 が推進されるよう、地域の実情に合 ステムの円滑な運用により森林整備 施するとともに、新たな森林管理シ (8) (6)各施策を着実に実施すること。 水産物の安定供給及び水産業の 農林水産公共予算については 森林・林業基本計画を着実に実 水産

合区の早期解消に関すること

我が国が直面する急激な人口減少

また、長期安定的に道路整備及び

る。 届けられなくなることは非常に問題 る必要があり、都道府県ごとに集約 えていく上でも、 された意思が参議院を通じて国政に 問題をはじめ、この国の在り方を考 国政の中でしっかりと反映され 地方創生にも逆行するものであ 多様な地方の意見

挙制度とすること。 位による代表が国政に参加できる選 早急に合区を解消し、 都道府県単

9. 国土政策に関すること

炎・安全交付金については、更新を きるよう、長期安定的に必要な財源 含めた建設、改築等が確実に実施で を確保すること。 (1)社会資本整備総合交付金及び防 社会資本の整備等の推進

> 管理を推進することができるよう、 新たな財源を創設すること。

> > の管理責任の所在等について制度を

その解消を促進すること。

整備や必要な財政措置を講じるこ 点検に対しては、 橋梁・トンネルの修繕や 技術的支援の体制

(2) 地域交通の確保

らに積極的な施策を講じること。 通ネットワークを確保するため、 の特性や実情に応じた最適な生活交 不利地域において、それぞれの地域 また、「小さな拠点」の形成等の 中山間地域、 過疎、 離島等の条件 さ

を支援すること。 による交通基盤の構築に向けた取組 施策との連携や多様な関係者の連携

生を予防する仕組や放棄された土地 することが見込まれることから、 (3) 所有者不明土地対策の推進 所有者不明土地は、今後一層増加 発

> 10 国が管理を行うこと。 利用を希望しない土地については 地域コミュニティ、民間等が取得 わるものであることから、 新たな過疎法の制定に関する 土地は国家の主権に直接関 市町村や

こと

律を制定すること。その際、 ついては、これまでの過疎地域の努 村の意見を十分反映させること。 過疎対策を推進するための新たな法 よう、現行法に引き続き、総合的な れとなる過疎地域自立促進特別法に 力と役割を踏まえた振興が図られる 令和3年3月末日をもって期限切

令和2年度政府予算編成及び施策に関する要

の復旧・復興と全国的な防災・ 減災対策の強化 大規模震災・豪雨災害等から

「復興・創生期間」と位置付け、 東日本大震災から8年余りが経過 国は、平成28年度以降の5年間を 必要

なくされているなど、依然として厳し の影響を受けた地域では、いまだ多く れるほか、東京電力福島第一原発事故 とに復興の進捗状況にばらつきが見ら ているが、被災地においては、 な支援を確実に実施していくこととし 住民が故郷を離れ、避難生活を余儀 地域ご

い状況に置かれている。

望

平成28年熊本地震等による被災町村で んでいるところである。 甚大な人的・物的被害をもたらした 全力を挙げて復旧・復興に取り組

生するとともに、産業や観光業等に多 を始めとする記録的な豪雨・大型台風 西日本を中心とした平成30年7月豪雨 また、平成29年7月九州北部豪雨や 人的・物的に甚大な被害が発

> は国による万全な支援が不可欠であ 大な影響が生じており、復旧・復興に

限にとどめるため、大地震やその後の 国土であることから、その被害を最小 山地や河川が多く、 な防災・減災対策の強化が急務である。 台風・豪雨等災害を教訓とした全国的 よって、国は次の事項を実現するこ 我が国は、地震列島であり、 災害を受けやすい 急峻な

東京電力福島第一原発事故に伴う

国による万全な財政支援等

31年3月8日閣議決定)に基づき、 滞なく着実かつ円滑に推進できるよ 全な財政措置を講じること。 興の加速化に向けて、必要な事業を遅 、基盤の脆弱な被災町村が、復旧・復 「復興・創生期間」においても、 国は、新たな「基本方針」(平成 万 財

在り方について検討すること。 要な課題については、被災地の実情を しっかり捉え、復興を支える仕組みの また、復興・創生期間後も対応が必 さらに、復興庁後継組織については、

ダーシップを発揮し得る組織体制とす 実施できるよう、 見を十分踏まえ、必要な事業を確実に 復興を成し遂げるため、被災町村の意 政治の責任とリー

者・避難者への支援 医療・福祉サービスの確保等被災

町

保等十分な支援を行うこと。 るため、必要な医療職・介護職等の確 祉サービスを安定的・持続的に提供す 被災者・避難者に対する医療・福

(第三種郵便物認可)

について、十分な支援を行うこと。 児童・生徒及び教職員の心のケア 高齢者を始めとする被災者・避難

水産基本計画等によって着実に推進す 3 地域産業の復興支援 農業・農村の復興マスタープラン及び 農林水産業の復旧・復興に向け

東日本大震災からの復興 復旧・復興が完了するまでの間の

渉を強力に推進すること。 よる輸入規制の緩和・撤廃に向けた交 る方法を開発するとともに、諸外国に 放射性物質を迅速かつ効率的に検査す 現在でもなお多数に及んでいるため 止、又は証明書を要求する国・地域が 風評被害により、日本産食品の輸入停 被災した事業者の事業再生のため

すること。 復興相談センター事業及び中小企業グ 続き債権買取支援等を行うため、産業 に、二重債務問題等の解決に向け引き ?―プ施設等復旧整備補助事業を継続

公共施設等の復旧・復興

全線開通を図ること。 を及ぼさないよう、対策を講じること。 オリンピック・パラリンピックに向け 策を講じること。特に2020年東京 資材の不足や高騰について、早急に対 な施行を図るため、建設業の人手不足、 た建設需要の高まりが復興事業に影響 (2) 復興道路、 復旧・復興に係る公共事業の円滑 復興支援道路の早期の

防潮堤等のインフラ整備を着実に行う の早期復旧についても、強力な支援を (3) 津波によって破壊された防波堤や また、公共交通確保の観点から鉄道

じること。 整備等について、 4 被災した医療機関の施設・設備の 万全の財政措置を講

(5) 所有者不明土地の財産価値の保全

5 被災市町村への人的支援

遣元・派遣先自治体に対する財政支援 特に不足している土木等の技術職を含 を継続すること。 め、職員の充実・養成を支援すること。 る応援職員が十分に確保されるよう 市町村職員の派遣スキーム」等によ また、職員の派遣に当たっては、 全国の市町村から人的支援を行う

原子力災害対策

 \mathbb{I}

水対策の着実な実施 原発事故の早期収束と廃炉・ 汚染

を期すこと。 のための基本指針」を踏まえ、東京電 力福島第一原発事故の早期収束に万全 「原子力災害からの福島復興の加速

2 東京電力福島第二原子力発電所の 国として積極的に取り組むこと。 実施すること。また、作業員や現場を 取組については、「中長期ロードマッ プ」に沿って国の責任において着実に 管理・監督できる人材の育成・確保に 特に汚染水問題を含む廃炉に向けた

電力に強く働きかけること。 決断し実行するよう、国としても東京 第二原子力発電所の全基廃炉を早急に 福島県民の強い願いである東京電力

3 住民帰還に向けた環境整備と被災 者等への支援の充実

(1) 一避難指示解除区域への帰還に向け

市町村に付与し、被災市町村が適切な 管理を行えるようにすること。 義務とともに使用許可、 処分権限等を に希望を持てるよう、帰還者への十分 た環境整備を促進し、住民全てが将来

師・看護職員、介護職員等の人材確保 が依然として深刻であることから、医 営業継続、道路整備、 の構築に向けた支援を強化すること。 介護・福祉、商業施設の復旧・再開 な生活再建支援とともに、教育、医療 に向けた支援を強化すること。 特に、保健医療福祉を担う人材不足 地域公共交通網

こと。 やインフラ整備などへの支援を講じる で確実に行うこと。さらに、特定復興 もに、除染はもとより、廃棄物や建設 除できるよう、住民帰還に向けた除染 再生拠点区域以外の帰還困難区域につ 副産物の処理を国の責任の下、最後ま おいては、 きるよう、責任を持って取り組むこと。 計画期間内の避難指示解除が確実にで 点区域復興再生計画」の内容を実現し、 また、特定復興再生拠点区域整備に 帰還困難区域の「特定復興再生拠 将来的に全ての避難指示を解 十分な予算を確保するとと

支援を講じること。 防火対策を更に強化するため、 避難指示解除区域における防犯・

獣被害防止対策を講じること。 ぼしていることから、 獣が周辺地域を含め、 た環境整備を進めるため、抜本的な鳥 (4) 避難指示区域等で増殖した野生鳥 住民帰還に向け 甚大な被害を及

援を強化すること。 ⑥ 子ども・被災者生活支援法に基づ 災害弱者である高齢者に対する支

報

予防、 の地域の住民に対する健康検査や疾病 影響は将来的に顕在化するとされてい と。また、放射性物質の健康に対する 被災者が必要とする施策を講じるこ 意見や地域の実情に十分配慮し、真に く施策の実施に当たっては、 治療等に万全の措置を講じるこ 福島県や影響が及んでいる他 被災者の

解することができるよう、改正福島特 る教育を推進すること。 もに、いじめや風評、差別等を防止す う取組への支援をしっかりと行うとと 措法に基づき、教育委員会や学校が行 や福島県の実情に係る知識を正しく理 全国の児童生徒及び国民が放射線

とともに、十分な予算を確保すること。 請求未了者への周知等 用創出企業立地補助金制度を継続する に促進させるため、自立・帰還支援雇 被害の実態に見合った賠償と賠償 原子力災害地域での企業誘致を更

速に行うこと。 害の実態に見合った賠償を確実かつ迅 原子力損害の賠償に当たっては、 被

相当因果関係がある損害が継続する限 農林業者の営業損害や個別請求に対 きの周知や相談等を始め、商工業者 また、賠償請求未了者への請求手続 不利益の生じることのないよう、 誠意ある対応を徹底させるととも 確実に賠償させること。

性廃棄物処理の加速化 フォローアップ除染の実施と放射

フォローアップ除染の実施など除

確実に実施すること。 染後の線量実態に応じた必要な措置を

کے 国民理解の醸成を図りながら進めるこ 安全を最優先とすることはもとより いては、技術検討や研究開発において (2) また、除染土壌の減容・再利用につ 間伐等の森林整備と放射性物質対

池の放射性物質対策を加速化するこ 策の一体的な実施、農業用ダム・ため

回復の現状を踏まえ、除染対象とする ため池、河川、湖沼についても、環境 染対象外とされた農業用以外のダム・ また環境省の除染ガイドラインで除

国の責任によりその解消のために必要 支障が生じていることから、引き続き 用された農地や除染後の農地につい な措置を講じること。 て、地力の回復が不十分であるなどの ③ 放射性廃棄物の仮置き場として使

性廃棄物を安全に管理・貯蔵すること。 島県内で仮置きされている全ての放射 型処分場を含め、国が責任をもって福 確実な輸送を実施するとともに、管理 の見通し」による工程の確実な達成に 意向が反映できるよう、 向け、施設の整備や汚染土壌等の安全・ (4) 汚染土壌等が搬出された後の仮置き 中間貯蔵施設に係る「当面5年間 柔軟に対応す 市町村の

6 風評払拭及び風化防止に向けた取 ること。 場の原状回復に当たっては、

組の強化

ション強化戦略」に基づき、原子力災 ること。 を含め、 から、市町村が行う取組への財政支援 向けた継続的な取組が重要であること 販路回復・開拓やインバウンドを含め 強化すること。とりわけ福島県産品の 害に伴う風評払拭及び風化防止に向 け、国内外に対する正確な情報発信を た観光誘客の促進、教育旅行の回復に (1) 「風評払拭・リスクコミュニケー 十分な財源を継続的に確保す

団体への指導等を強化すること。 通実態調査の結果に基づき、 るまで継続して実施するとともに、 な対策について、風評の影響がなくな よる生産から流通・販売に至る総合的 (2) 福島県農林水産業再生総合事業に 流通関係 流

7 復興庁後継組織について

シップを発揮できる組織体制とするこ 施できるよう、政治の責任とリーダー 十分に踏まえ、必要な事業を確実に実 を成し遂げるため、被災町村の意見を 復興庁の後継組織については、 復興

8 原発の安全規制等の在り方

拭されていないため、国民の信頼回復 発行政に対する国民の不安と不信が払 に向け万全を期すこと。 原発の安全規制等については、 原

映させること。 後の安全規制や原子力政策に確実に反 特に、原発事故から得た教訓等を今

需給の見込みだけで判断するのではな (2) 原発の再稼働に当たっては、 未曾有の自然災害等を想定した安 電力

> めること。 民の納得を得た後に再稼働の是非を決 全面の検証を徹底し、 地元自治体や住

- ついて科学的知見に基づき見直すこ とともに、原子力防災対策の在り方に 災害用重機搬入路等を早急に整備する 心を確保するため、 (3) 原発立地地域等の住民の安全・安 緊急避難用道路や
- 防護対策を強化すること。 有事に備えた原子力発電施設等の

興対策 \mathbb{I} 平成28年熊本地震からの復旧・ 復

ر ع 万全な支援が不可欠であることから、 興を果たしていくためには、 下記事項について特段の措置を講じる 被災町村全てが一日も早い復旧・復 国による

営農・生活支援を始め、 用水施設・畜舎等の被害や、これに伴 2 田畑などの農地・園芸施設・農業 含め、東日本大震災も踏まえた特別の 設等の復旧などについて、財政面を含 の困難に対処するため、 う播種・田植え・収穫・出荷作業など の再生や区画整理等の復興事業に対し 措置を講じること。特に、コミュニティ 政措置など、中長期的な予算の確保を 嵩上げ、 、中長期的な財政支援を講じること。 新たな補助制度の創設、 全面的に支援すること。 地方負担分に対する十分な財 被災生産者の 被害調査·施 補助率の

期復旧に全力を挙げるとともに、 3 崩壊・崩落した道路・橋梁等の早

報

したJR九州豊肥本線や南阿蘇鉄道の 日も早い開通に向け強力な支援を行

うこと。あわせて、九州の観光地・観 観光業等が早期に事業再開できるよ 4 被災した医療施設・介護施設・福 ついて支援すること。 に発信するとともに、観光客の誘致に 光施設についての正確な情報を国内外 ついて、十分な支援を講じること。 害者を始めとする被災者の心のケアに 分な支援を行うとともに、高齢者や障 祉施設等の再開やサービス提供の継続 震災や風評被害等を受けた商工業 税財政支援、 医療職・介護職等の確保等十 金融支援の拡充を行

収の減少により今後、長期にわたって 講じること。 障が生じないよう、 税収不足が懸念されるため、 業に大きな打撃を被った町村では、税 農業、商工業、観光業など基幹産 特段の財政措置を 行政に支

町

害からの復旧・復興 生じないよう万全の措置を講じること。 る応援職員が十分に確保されるよう、 遣元・派遣先自治体ともに財政負担が 特に不足している土木等の技術職を含 市町村職員の派遣スキーム」等によ また、職員の派遣に当たっては、派 全国の市町村から人的支援を行う 集中豪雨・ 職員の充実・養成を支援すること。 地震等による大規模炎

(第三種郵便物認可)

録的な豪雨・大型台風により、 本を中心とした平成30年7月豪雨の記 平成29年7月九州北部豪雨や西日 河川の

> 氾濫、土砂崩れやため池の崩壊などに よる甚大な被害が発生している。 においては、 また、平成30年北海道胆振東部地震 大規模停電の発生により

を講じること。 被災者の生活再建に向けた十分な支援 の確保や交通インフラの早期復旧等 支援を講じるとともに、ライフライン とした地方財政措置による十分な財政 されている。 業等、地元経済に多大な被害がもたら 製造業だけでなく、農林水産業や観光 よう、国庫補助金や特別交付税を始め 被災町村が早期に復旧・復興できる

を支援すること。 等の技術職を含め、 保されるよう、特に不足している土木 キーム」等による応援職員が十分に確 的支援を行う「市町村職員の派遣ス を支援するため、全国の市町村から人 東部地震による災害からの復旧・復興 30年7月豪雨及び平成30年北海道胆振 2 平成29年7月九州北部豪雨、 職員の充実・養成 平成

生じないよう万全の措置を講じるこ 遣元・派遣先自治体ともに財政負担が また、職員の派遣に当たっては、 派

3 大規模災害時に生じる災害廃棄物 長期的な視点に立った恒久的財源とし 災害からの早急な復旧・復興のため たらす災害が頻発していることから、 支援措置を講じること。 ならないよう、国において万全の財政 の処理については、被災町村の負担と 近年、全国各地で甚大な被害をも

> すること。 称)」の創設等、 ての「復旧・復興税(仮称)」の創設 による基金の設置や「災害復旧国債(仮

災等災害対策の強化 \bigvee

財政的支援を行うこと。 炎・減災等に資する国土強靱化基本 かな国民生活の実現を図るための防 らの復興に関する法律」、「強くしなや 運用できるよう、町村に対し、 都直下地震対策特別措置法」が円滑に 対策の推進に関する特別措置法」、「首 法」、「南海トラフ地震に係る地震防災 「災害対策基本法」、「大規模災害か 、技術的

応する必要な法制度・対策を整備する 後懸念される巨大災害や複合災害に対 また、火山災害、大規模水害など今

30年12月14日閣議決定)及び計画に位 2 業を着実に実施できるよう、安定的か のための3か年緊急対策に基づき、 置づけられた防災・減災、 新たな国土強靱化基本計画(平成 国土強靱化 事

保すること。 国土強靭化のための恒久的な財源を確 また、緊急対策終了後においても、

減災事業債の恒久化・拡充など十分な 業が確実に実施できるよう、緊急防災 めの社会資本整備に十分な予算を確保 するとともに、全国的な防災・減災事 するため、国民の生命・財産を守るた

税財源の確保を検討

全国的な防災・減災対策及び大震

つ十分な財源を確保すること。

6

耐震対策緊急促進事業に係る地震

が生じる世帯にも拡大すること。

今後起こり得る大規模災害に対応

財政措置を講じること。

対策を講じること。 生活に多大な影響を及ぼすことから、 連鎖的な被害が発生しないよう万全な 的な被害を受けた地域以外でも住民の 輸送・物流を阻害し、災害による直接 寸断等の発生は、エネルギーの供給や また、大規模停電や交通インフラの

を「半壊」など日常生活に大きな支障 見直すとともに、対象となる被災世帯 すため、「10世帯以上の住宅全壊被害 災害に対する調査研究が、より一層推 が発生した市町村」などの適用要件を 同一災害による被災者世帯の公平を期 進されるよう、必要額を確保すること。 域防災体制を早期に構築すること。 るとともに、国の関係機関を含めた広 の大規模地震、津波、 豪雨に対し、 また、自治体との連携の下、これら 被災者生活再建支援法について、 南海トラフ地震、首都直下地震等 観測・監視体制を強化す 火山噴火、集中

ح کے 防災対策用資産の取得促進に係る税制 上の優遇措置の対象エリアを拡大する 都道府県の調整機能を確実に担保

い制度設計を行うこと。 定都市の連携体制の確認を確実に行う 施市の指定に当たっては都道府県と指 するとともに、総理大臣による救助実 役務の提供等に不均衡が生じな 広域的な災害時に必要な物資の

8 海岸事業、 急傾斜地崩壊対策事業

必要額を確保すること。

等の危険箇所の整備を推進するため

のおそれがある老朽ため池や急傾斜地 発を踏まえ、防災・減災の観点から、 山治水事業を推進すること。 を始めとした土砂災害防止事業及び治 在り方を再検討するほか、災害の発生 水源地域における治水やダム放流等の 特に、最近の集中豪雨等の災害の多

進すること。 業及び地域防災対策総合治山事業を推 るため、土石流対策として火山砂防事 火山地域の防災対策に万全を期す

る総合的対策を確立すること。 緩和など、再度災害、連年災害に対す とともに、復旧事業の補助対象基準の 改良復旧方式を積極的に採用する

を講じること。 の防災力向上に対する十分な財政措置 通信施設の防災機能を強化すること。 Mラジオの難聴地域の解消等、 また、衛星携帯電話の整備やAM・ 固定電話、携帯電話等の基地局等 地域

供を行うなどにより、国民の安全・安 様な情報提供手段を活用し、 更なる充実強化に取り組むこと。 心を守るための防災・危機管理体制の わかりやすい災害・危機管理情報の提 Jアラート・Lアラートを始め多 迅速かつ

2 た地方創生の更なる推進 億総活躍社会の実現に向け

行する中で、自ら知恵を絞り、 農山漁村地域を多く抱える町村で 少子高齢化・人口減少が急速に進 人口減

> めてきている。 等と一体となって地方創生の取組を進 少の克服と地域の活性化に向け、 住民

ながるものである。 府が掲げる一億総活躍社会の実現につ 町村が進める地方創生の取組は、 政

よって、国は次の事項を実現するこ

地方創生の推進

すること。 は、町村が創意工夫を凝らして行った KPI(重要業績評価指標)について の意見を十分に尊重するとともに、 総合戦略」の策定に当たっては、 施策が適切に評価される仕組みを構築 第2期「まち・ひと・しごと創生 地方

援すること。 り組んでいくことから、これらの施策 進めるなど、まちづくりになお一層取 極的に活用して都市との共生と交流を を強化し、外からのひと・技術等を積 育、地域活動等で幅広く世代間の連携 場を増やすとともに、子育て、学校教 り起こし、有効活用することで雇用の う必要な支援を行うこと。 の事務負担が過度なものにならないよ 域再生計画の策定に当たっては、町村 について、制度的にも、 (2) 町村は、 また、第2期の地方版総合戦略や地 農山漁村の地域資源を掘 財政的にも支

いけるよう、できる限り対象事業とな 町村が総合戦略に基づいた目標達成の た事業に柔軟かつ積極的に取り組んで ため、新たな発想や創意工夫をいかし 地方創生推進交付金については

> 地方財政措置を確実に講じること。 執行することができるよう、「まち・ 政負担については、地方団体が着実に ひと・しごと創生事業費」とは別に 交付金とし、その規模も拡充すること。 地方創生推進交付金に係る地方の財

確保すること。 実施するため、

いを行うこと。 いても、要件の緩和など弾力的な取扱 さらに、

の拡大など制度を拡充すること。 域経済の活性化や地域における雇用機 会の創出を更に進めるため、 (4) 地方拠点強化税制を活用して、 税額控除 地

進、 制の充実や農林漁業の後継者対策など 地域内での経済循環が促進されるよ 実等による居住環境の整備を図り、 就業対策の強化、医療や教育体制の充 民のニーズに応えるため、 う、町村を積極的に支援すること。 ト・モノ・カネ・情報の対流を促進し、 ベーションの推進、起業支援など、 (5) 地方への移住や定住を希望する国 情報提供体

□)の拡大に向けた取組を支援し、 域に多様な関わりを持つ人々(関係人 園回帰を一層促進すること。

(8)

る要件を緩和するなど、自由度の高い

また、地方創生に係る事業を円滑に 必要な財源を継続的に

地方創生関連補助金等につ

多様な地域資源等を活用したイノ 都市から地方への移住・交流の推 L

園回帰の流れを加速すること。 移住や定住のみならず農山漁村地 \Box \blacksquare

5・0 (第5の社会) 時代に向けた各種 情報化社会に次ぐSociety

> 援を行うこと。 や未来技術の整備を国が支援すること。 可能となるよう、5Gなどの利用環境 地域を抱える町村を含め、その活用が 施策を進めるに当たっては、条件不利 る場合の経費について、 地域課題の解決に向けた取組を行 地域運営組織を設立・運営す 十分な財政支

引き続き積極的に支援すること。 とから、政府機能の移転、本社移転等、 用等の観点からも重要な課題であるこ 害対応力の強化、エネルギーの効率利 織の実情に応じた支援を行うこと。 の育成・確保について、 や、法人化した場合に必要となる人材 10 東京一極集中の是正は、国土の災 また、地域運営組織の活動の活発化 各地域運営組

うこと。 援を行うとともに、必要な能力を備え ターの配置に係る制度の創設や財政支 の一層の充実を図るため、両者をつな たコーディネーターの養成や育成を行 ぐ専門的なスキルを持つコーディネー 地域と高等学校の連携・協働体制

ること。 校教育改革推進事業」を継続・拡充す また、「地域との協働による高等学

の充実を図ること。 の国立大学について、 (2) 地方創生に資する取組を行う地方 更なる財政支援

地域における利活用を積極的に推進す の保有する資産について、地域開放や これをより一層還元するとともに、そ 立つ研究事例や成果があることから、 地方の国立大学には地域振興に役

ر کے 遣されるよう、必要な人材を確保する ては、希望する町村に適切な人材が派 似「地方創生人材支援制度」につい

2 社会保障に係る必要財源の安定的

保すること。 のないよう、必要な財源を安定的に確 めの諸施策の推進に支障が生じること 町村が取り組む社会保障の充実のた

3 子育て支援の充実

テム改修費を確実に国費で実施するこ たっては、初年度経費・事務費・シス (1) 幼児教育無償化の円滑な実施に当

すること。 責任において必要な財源を確実に確保 水準ルールの外枠で全額措置し、 負担に必要な財源を一般財源総額の同 については、2020年度以降の地方 また、幼児教育の無償化に係る財源 国の

超の財源を確保すること。 新制度」の質の充実に向けて、 施できるよう、「子ども・子育て支援 子どもに対するサービスを安定的に実 ② 町村が地域の実情に応じ、全ての

町

رحات また、国における所管を一元化する

- き人材確保に取り組むこと。 の養成や処遇改善の充実など、 ③ 良好な保育の提供のため、 引き続 保育士
- 育て世代包括支援センターの早期普及 目のない必要な支援の提供のため、子 妊娠期から子育て期にわたる切れ

第3087号

実すること。 とともに不妊治療等への支援制度を充 が行えるよう十分な財政支援等を行う

介護サービスの基盤確保

材確保に取り組むこと。 介護サービス基盤を整備するととも に、介護従事者の養成等、 (1)「介護離職ゼロ」を達成するため 引き続き人

分とすること。 ともに、町村の意向に十分配慮した配 できるよう、必要な財源を確保すると ては、地域の実情に応じた基盤整備が (2) 地域医療介護総合確保基金につい

ず、実質的に全国一律に義務付けてい

る例が見られる。

やボランティア等の参入が促進される よう支援策の充実を図ること。 ③ 生活支援サービス等を担うNPO

3 町村自治の確立

きる仕組みにしなければならない。 地域の個性を活かした地域づくりがで るために、町村が自らの判断と発想で するとともに、 が自主的かつ総合的に広く担うように 住民に身近な行政は、地方公共団体 国は町村がこれまで果たし 魅力あふれる地域を創

ること。 会を構築するため、次の事項を実現す てきた役割を十分に認識し、 分権型計

和を推進すること。 するとともに、権限の移譲及び規制緩 けの廃止・縮小等 国と地方の役割分担を一層明確化

権限移譲の推進、

義務付け・枠付

うべき基準」の参酌すべき基準化及び (2) 義務付け・枠付けの廃止・縮小、「従

当たって、 町村が条例化に向けて検討が行えるよ 行的な取組の有無等の実情を考慮せ 策定や専任職員の配置、専門窓口の設 う適切な情報提供を行うこと。 条例制定権を拡大すること。その際、 ③ 国が制度の創設・拡充等を行うに 調査報告等を行政需要の多寡や先 町村に対して新たな計画の

の立案に際しては、地方に一律に求め 住民に必要とされている行政サービス 認めず義務付け・枠付けがなされるこ ることは避け、町村の裁量の確保に十 じることが懸念されるため、国は施策 の優先的な実施や行政効率に支障を生 とで、特に小規模町村を中心に、真に 地域の実情を踏まえた地方の裁量を

町村の自主性に委ねること。 については、それぞれの都道府県と市 分配慮すること。 (4) 都道府県から市町村への権限移譲

2 地方分権改革に関する「提案募集 (1) 地方からの提案については、

る行政の簡素化を図ること。 3 もに、必要な支援を行うこと。 ついては、財源不足が生じないよう、 人件費を含め必要総枠を確保するとと な限り実現すること。 (2) 移譲等の対象となる事務・権限に 国と地方の二重行政の解消等によ

5 広域連携は本来自主的に行うべき きものであり、強制しないこと。 市町村合併は本来自主的に行うべ

> ものであり、強制しないこと。 万については、 また、圏域における行政体制のあり 町村の意見を十分に尊

6 道州制は導入しないこと。

重すること。

4 町村財政基盤の確立

ある。 億総活躍社会の実現のためには、地方 地方創生が喫緊の課題となっており 創生の取組を更に推進していく必要が に取り組んでいるところであるが、 現在我が国では、人口減少の克服と 地方挙げてこれらの課題に積極的

揮して、 不可欠である。 確保等により、 な行政サービスを着実に実施していく くとともに、地域の実情に応じた様々 し、町村の財政基盤を強化することが 方税体系の構築や地方交付税の安定的 ためには、偏在性の少ない安定的な地 地方創生を積極的に進めてい 町村が、自主性・自立性を発 地方の自主財源を拡充

کے よって、国は次の事項を実現するこ

1 町村税源の充実強化

可能

ركاك 鑑み、次により、その充実強化を図る を実質的に担保するものであることに なし、地域の自主性及び自立性の向上 (1) 地方税は、地方自主財源の根幹を

合うよう、国税と地方税の税源配分を 税収入の比率における大きな乖離を縮 小し、地方が担うべき事務と責任に見 国と地方の最終支出の比率と租

報

週

見直すこと。

定資産税の充実確保の観点から、

引き

担の公平性や市町村の基幹税である固 土地の負担軽減措置等について、税負

偏在性の比較的大きな税目構成とする 目構成とし、地方交付税の原資は地域 آ ع ② 地方税は地域偏在性の少ない税

税の観点から比例税率により課税され 踏まえること。 ていることなど、 く分任する性格を有することや応益課 社会の費用負担を住民の能力に応じ広 担っていることから、充実強化を図る スを支える基幹税として重要な役割を たっては、この税が、地域住民サービ ことを基本とすること。その際、 個人住民税の在り方の検討に当 その性格や仕組みを 地域

誘導的な控除の拡大は行わないこと。 るような新たな税額控除の導入や政策 まえつつ、課税ベースの縮小につなが (3)また、個人住民税の役割や性格を踏 固定資産税の安定的確保

年度において「生産性革命」の一環と 限到来をもって確実に終了すること。 の拡大などを行わないようにするとと 国の経済対策等の手段として対象範囲 行制度を堅持すること。なお、平成30 る安定した基幹税であることから、現 定資産税については、町村財政を支え 活動に使われている償却資産に係る固 して減税の特例制度が創設されたが ① 土地・家屋と一体となって生産 デフレ脱却の動向を見極めつつ、 本特例制度は今回限りとし、 期

> すべき住宅への重点化等を検討するこ 係る減額措置については、 割合を縮小するとともに、 特に、住宅用地特例については、特例 続き検討し、所要の見直しを行うこと。 税制上支援 新築住宅に

て重要である。 よう、社会インフラ財源の確保は極め や防災・減災事業が確実に実施できる (4) 道路・橋梁等の更新・老朽化対策

を考慮すること。 活の足となっている自動車の利用実態 定的な確保を前提としつつ、地方の生 後検討を行う場合には、 自動車関係諸税の在り方について今 地方税収の安

確実に行うこと。 の構築と財政健全化を両立するため とを踏まえ、持続可能な社会保障制度 用した施策の実施が見込まれているこ 児教育の無償化を始め、その財源を活 費税率10%への引上げについては、 ⑤ 令和元年10月に予定されている消 幼

えず、 代わる恒久的かつ安定的な財源はあり 財源となっている。ゴルフ場利用税に おり、地域振興を図る上でも不可欠な 救急など、特有の行政需要に対応して 農薬・水質調査等の環境対策、 物処理、地滑り対策等の災害防止対策 アクセス道路の整備・維持管理、廃棄 なっている。所在市町村においては い市町村において極めて貴重な財源と され、特に財源に乏しく山林原野の多 収の7割がゴルフ場所在市町村に交付 ⑥ ゴルフ場利用税(交付金) 引き続き現行制度を堅持するこ は、 消防 税

と納税)については、 できるよう、その活用を一層促進する 方版総合戦略に盛り込まれた施策を着 (7)

度を堅持すること。 設の整備及び観光振興等に資する貴重 素化を行うなど、制度の改善を図るこ ため、制度の延長や抜本的な手続の簡 な財源となっていることから、 (8) 入湯税は、 環境衛生施設や消防施

現行制

延長等、 いようにすること。 源となっていることから、特例措置の 止や空港周辺整備等に要する貴重な財 おける航空機の騒音等による障害の防 までとなっているが、空港関係町村に 与割合の引上げ措置が令和2年3月末 (9) 航空機燃料譲与税については、 町村に減収が生じることのな 譲

措置を講じるとともに、 地方財政措置等を講じることも含め えること。また、町村におけるシステ 行うに当たっては、町村の意見を踏ま 徴収税額通知の電子化の検討・導入を て 点から電子化を進める際には、所要の の向上、納税者の利便性の向上等の観 については、租税負担の公平性を期す る見地から、更に整理合理化すること。 ム改修等に係る経費について地方財政 (12)、町村の理解を得ながら進めること。 町村の税務事務の効率化・正確性 地方税における税負担軽減措置等 給与所得に係る個人住民税の特別 特別徴収義務

者及び納税義務者への周知を図るこ

2 地方交付税の充実強化

地方創生応援税制(企業版ふるさ

全国の町村が地

成果ある地方創生が実現

要なため、地方交付税率の引上げを含 継続的に安定した自主財源の確保が必 町村が自主性・自立性を発揮し様々な 般財源の総額を確実に確保すること。 拡充・継続するなど地方交付税等の一 めた抜本的な見直しを行うこと。また、 施策を着実に実施していくためには、 「まち・ひと・しごと創生事業費」を (1) 人口減少の克服・地方創生のため

すること。 責任において必要な財源を確実に確保 負担に必要な財源を一般財源総額の同 水準ルールの外枠で全額措置し、 については、2020年度以降の地方 幼児教育の無償化に係る財源 国の

傾向を理由に地方歳出を削減しないこ した実態を踏まえず、単に基金の増加 て基金の積立てを行っているが、こう 朽化等に備え、各々町村の実情に応じ 将来の税収の変動や公共施設の老 財政支出の削減に努めながら、災 町村は徹底した行政改革等を行

で、これを堅持すること。 る財源保障機能」は、 む住民にも一定のサービスが提供でき る財源調整機能」と、「どの地域に住 方公共団体間の財源の不均衡を調整す 村において、地方交付税の有する「地 税源が乏しく財政基盤の脆弱な町 不可欠であるの

補正の復元については、 過去に大幅に縮減が行われた段階 一部に留まっ

ともに、人口減少の克服・地方創生の 等数字に表れにくい成果を加味すると に係る地方交付税の算定に当たって ているため、全額復元に取り組むこと。 る取組が必要であることを十分考慮す 目的を達成するためには、長期にわた において、関係人口や人材、 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」 条件不利地域や財政力の弱い町村

政健全化に努めること。 償還計画のとおり確実に行い、 交付税特会借入金の償還について 財

ること。

報

であり、今後交付税の需要算定の見直 支障を来すことのないようにするこ を抱える町村の多様な財政需要を的確 財政状況のみに着目するのではなく しを行う場合には、単に合併市町村の に関わらず、町村にとって大きな課題 コミュニティの維持等は、合併の有無 の確保を始め、生活交通の確保、 に反映して、個別町村の行財政運営に (7) 地域の医療・保健・福祉サービス 山村、離島、 豪雪等不利な条件 地域

ところが大きく、一律の行政コスト比 とから、そうした実態を踏まえ、町村 ところもあるなど実態は様々であるこ 離島等では民間委託そのものが困難な 較になじまないことや、中山間地域や 条件など歳出削減努力以外の差による も行政コストの差は、人口や地理的な ランナー方式が導入されたが、そもそ アウトソーシングの推進等トップ 歳出の効率化を推進する観点か

交流人口 え、慎重に検討すること。 配慮すること。 については、町村の実態を十分に踏ま また、残る検討対象である窓口業務 が財政運営に支障を生じないよう十分

町村で地域手当に大きな差が生じるこ 地域間格差の拡大の懸念や、近隣接市 当の見直しを内容とする給与制度の総 改革意欲を損ねることのないよう、 ティブが阻害されることから、地方の をなくし、創意工夫を行うインセン ことになれば、地方が自ら行政の無駄 を下げ、その分地方の財源が減少する あるが、地方の努力により行政コスト 策定を工夫する必要があるとの議論が 地方財政計画に反映されるよう、計画 合的見直しについては、官民を通じた 方団体の行財政改革により生み出され た財源は必ず地方に還元すること。 (1) 給与の給料水準の引下げ、地域手 (9) トップランナー方式による効果が 地地

るとともに、人材の育成・確保の推進 る。こうした町村職員の役割を評価す を推進していく上で極めて重要であ 更に進めていくことは、今後地方創生 職員が一体となった協働による取組を 割を果たしている。このような住民と ど住民と行政をつなぐ多様で重要な役 に資する取組について検討すること。 た、意見を集約し行政に反映させるな に接し、日々、住民と共に活動し、 (1 1) 特に、町村職員は、住民に最も身近 会計年度任用職員制度導入におけ ま

講じること。 負担について、

り、その性格を制度上明確にするため の一般会計を経由せず地方交付税 金」)に変更すること。 付金」については、「地方共有税調整 名称を「地方共有税」(「地方交付税交 (3) 地方交付税(地方共有税)は、 地 国

の所要総額を確保すること。 組等を着実に推進できるよう、 設の老朽化対策及び地域活性化への取 (1) 町村が、防災・減災対策、 公共施 地方債

万全の財政措置を講じること。 運営に支障が生じることのないよう、 については、将来において町村の財政 とともに、累積する地方債の元利償還 的資金を安定的に確保すること。 団体金融機構といった長期・低利の公 等を踏まえ、財政融資資金や地方公共 (2) 臨時財政対策債の残高を縮減する

指摘してきたところである。

とによる人材確保の困難性等の問題を

政策の推進 地方創生の実現に向けた国土

5

整備や地域交通の再生・活性化は急務 的に立ち後れている地域の国土基盤の かなければならないが、とりわけ相対 保全、社会資本の整合的な整備を図る ことが基本であり、着実に推進してい 国土政策は、国土の総合的な利用と

る期末手当等の支給に係る町村の財政 十分な地方財政措置を

地方交付税は地方の固有財源であ

ركار 3 地方債の充実改善 方共有税)特別会計に直接繰り入れる

また、町村は資金調達力が弱いこと

である。

土づくりを展開する必要がある。 特性を活かした適切な役割を将来にわ に向けて、 たり担っていけるよう、地方重視の国 |人口減少の克服・地方創生」の実現 加えて、徹底した防災・減災対策、 さらに、今後の国土政策においては、 全国のそれぞれの地域が、

化を推進することも極めて重要であ 国民生活の実現を図るための国土強靱 老朽化対策を実施し、強くしなやかな

ک 国は次の事項を実現するこ

すること。 れるよう、町村の取組を積極的に支援 バス等の交通ネットワークでつなぐ るとともに、周辺集落とコミュニティ 住民の生活環境の確保や利便性を高め 年8月閣議決定)において重要な柱と された「都市と農山漁村の共生」や、 「小さな拠点」の推進が確実に実現さ 国土形成計画 (全国計画 平 成 27

保すること。 とから、長期安定的に必要な財源を確 備促進することは極めて重要であるこ 等の連携による道路ネットワークを整 高速自動車国道、一般国道及び地方道 2 地方創生を強力に推進する上で、

財政措置を講じること。 ては、技術的支援の体制整備や必要な け橋梁、トンネルの修繕や点検に対し 3 防災・減災等に資する社会資本の 老朽化対策を総合的に推進し、 とりわ

4 中山間地域、 過疎、 離島等の条件

更に積極的な施策を講じること。 ネットワークを確保・維持するため 特性や実情に応じた最適な生活交通 不利地域について、それぞれの地域の

すること。 る交通基盤の構築に向けた取組を支援 策との連携や多様な関係者の連携によ また、「小さな拠点」の形成等の施

ら、関係する法規制を横断的に見直し、 となる制度を構築すること。 地域の実情に応じて円滑な導入が可能 比べて著しく限定されていることか 用については、本来期待される範囲に できないものとなっているが、その活 等は地域公共交通として欠かすことの 町村において、コミュニティバス

6 所有者不明土地対策の推進

土地の利用を希望する場合には、 的な目的で、 築し、その解消を促進すること。 の管理責任の所在等について制度を構 生を予防する仕組みや放棄された土地 加することが見込まれることから、発)町村が、防災やまちづくり等公共 所有者不明土地は、今後、一層増 所有者不明等管理不全の 優先

能な限り簡素化すること。 また、その利用手続については、 可

築すること。

的かつ円滑に利用できるよう制度を構

ミュニティ、民間等が取得・利用を希 のであることから、市町村や地域コ 望しない土地については、 土地は国家の主権に直接関わるも 国が管理を

「国土審議会土地政策分科会特別

保すること。 抜本的に見直すとともに、 実施できるよう手続を簡素化するなど 律に義務付けを行わないこと。 も対応が困難である実態を踏まえ、一 門的な職員が少なく、財政的・人的に られているが、町村は土地に関する専 おいては、市町村に多くの役割が求め 部会とりまとめ」(平成31年2月)に 町村が実施する地籍調査を円滑に 必要額を確

8 空き家対策の推進

ر کے きるよう、町村の意見を十分反映する 置法の見直しに当たっては、 に空き家対策を適切かつ円滑に実施で 空家対策等の推進に関する特別措

極的な支援を行うこと。 推進するとともに、地方創生推進交付 の明確化を図るなど税制面での検討を 当しない空き家についても、 上記特別措置法による特定空き家に該 も重要な課題となっていることから の環境整備を始め地方創生の観点から る費用、特に行政代執行の費用等に対 金の弾力的活用等財政面においても積 含め、町村における空き家対策を一層 に応じた住宅用地特例の取扱いの一層 し、必要な財政上の措置を講じること。 (3) 空き家の有効活用は、 (2) 町村が実施する空き家対策に要す 移住·定住 利用実態

策とも密接に関係することがあるた 町村の都市計画決定に関する都道 空き家対策は、所有者不明土地対 一体的に検討を行うこと。

府県の同意については、確実に廃止す

な助言等を、 施設の老朽化等に伴う解体・改修事業 ストを含む)等が施工されている公共 に対する財政措置を拡充するととも 吹付アスベスト(非飛散性アスベ 当該事業に係る処理基準や技術的

町村が更

6 環境保全対策の推進

められている。 球温暖化対策を推進していくことが求 となる中、政府の温室効果ガス排出削 減目標に沿って、町村においても、 低炭素社会の実現が世界的なテーマ 地

な課題となっている。 の処理は、地域の住民にとっても大き また、循環型社会への取組や廃棄物

よって、

国は、次の事項を実現する

きるよう、また、町村の「実行計画 置その他の措置を講じること。 成できるよう、積極的に税財政上の措 に設定した温室効果ガス削減目標を達 応じた地球温暖化対策の取組を推進で 町村が、その自然的社会的条件に

2 循環型社会の構築

ていくことが懸念される。 子高齢化の進行により、空き家等の廃 向けて3R(リデュース、リユース) 者の増加等、廃棄物を巡る課題が増え 棄物処理やごみ出しが困難となる高齢 く必要があるが、今後、 リサイクル)の取組を一層強化してい (1) 我が国では、循環型社会の形成に 人口減少・少

速やかに情報提供するこ すること。 社会形成に関する取組を総合的に推進 会形成推進基本計画を踏まえ、循環型 を支援するとともに、 国は、 その対応に当たる町村の取組 第四次循環型社

り整備した施設の多くが老朽化してい 置を講じること。 は、跡地に新たな廃棄物処理施設整備 に伴う廃止施設の解体費用について 予算において所要額を確保すること。 を伴わない場合に対しても財政支援措 社会形成推進交付金については、 整備を計画的に推進するため、循環型 る。このことから、廃棄物処理施設の (2) 全国各地でダイオキシン対策によ (3) 廃棄物処理施設の統廃合・再配置

の措置を講じること。 進に当たっては、分別収集の事務を担 う町村の財政負担とならないよう万全 は極めて重要であり、リサイクルの推 (4) 使用済小型電子機器等の再資源化

町村の実態を十分に踏まえること。 たっては、次の事項を実現すること。 (5) なお、制度の見直しに当たっては、 家電リサイクル制度の見直しに当

金を「前払い方式」に移行すること。 場合には、速やかに家電リサイクル料 定められた回収率目標が達成されない ① 家電リサイクル法の基本方針に

を行うこと。 意見を十分踏まえ、 ② 対象品目外の処理状況や町村の 対象品目の見直し

町村が回収した場合は、その回収費用 等の責任で行うこととすること。また、 ③ 不法投棄物の回収は、 製造業者

いて、 リユースを優先させる仕組みを構築す よう万全の措置を講じること。 担とするなど、町村の負担とならない と事業者の費用負担及び役割分担につ もに、分別収集・選別保管に係る町村 基づき、事業者責任の強化を図るとと 本理念である拡大生産者責任の原則に の確立のため、 ⑥ 持続的な容器包装リサイクル制度 また、リターナブルびんの普及等 更に適切な見直しを行うこと。 循環型社会づくりの基

万全の措置を講じること。 いて、町村の財政負担とならないよう 状回復への支援等も対象にすること。 然防止対策や行政代執行によらない原 法投棄対策支援事業」については、未 支援事業」を拡充するとともに、「不 法投棄対策支援事業」及び「離島対策 (7) 自動車リサイクル法に基づく「不 また、不法投棄車の回収費用等につ

製造業者が製品のリサイクル性の向上 力に指導すること。 や廃棄物の量の削減に取り組むよう強 法投棄対策に万全を期するとともに、 、国・製造業者の責任を強化して不 リサイクル製品の流通体制の確立 低コストのリサイクル技術の開

負担が生じないよう万全の措置を講じ 3 漂流・漂着ゴミの処理対策の推進 利用対策を強力に推進すること。 の必要な事業費を確保し、地方の財政 と需要の拡大等、 海岸漂着物等対策を推進するため 総合的な廃棄物再生

第3087号

及びリサイクル費用を製造業者等の負

いては、 措置を実施するため必要な法制を速や の財政上の措置その他総合的な支援の るよう財政支援の早期確定等、 実情を十分考慮し、迅速な対応ができ な運用を図ること。 (2)なお、 海岸漂着物等対策を推進するため

4「地域循環共生圏」の推進 の強化等、外交上適切に対応すること。 は かに整備すること。 (3) 原因究明とその防止策、監視体制

病院の震災対策、

水害対策等を早急

災害に備えた医療提供体制等

の適応等のために必要な財政支援を拡 を活かしたビジネス創出や気候変動へ 交通・移動システムの導入、地域特件 システムの構築、高齢化社会に適した 地域資源を活用した分散型エネルギー 進するため、災害に強い地域づくり 充すること。 各地域で「地域循環共生圏」を推

ک のESG地域金融の普及促進を図るこ 複数年間にわたる事業の確実な実施 並びに民間からの資金調達を促すため 高度な技術・知見を有する人材の確保 ②「地域循環共生圏」の推進のため

کے 関係省庁が一体となって実施するこ 様々な関係者と密接に連携しながら、 を丁寧に汲み取り、町村を始め地域の 克服にも資する施策を、 地域活性化や地域が直面する諸課題の (3) 「脱炭素・循環・共生」のみならず 地域のニーズ

7 地域保健医療対策の推進

ること。

回収・処理に当たる自治体の 近年相次ぐ漂着木造船等につ 弾力的

国外からの海岸漂着物等について

よって、

国は次の事項を実現するこ

ける医療を確保するため、

へき地等で

(3)

中山間地域・離島等のへき地にお

ビスに対する地域住民のニーズの高度 加等による疾病構造の変化、保健サー な地域保健医療対策を推進することが 化や多様化等に対処するため、 急速な高齢化の進展、

に進めるとともに、老朽化による建替 必要である。

2 医師等の人材確保 を行うこと。 命救急センターについては迅速に対策 えや改修に対し、 じること。特に、

医療を担う医師が十分確保される仕組 みとすること。 医師の偏在を助長することなく、地域 への定着に向けた方策を講じること。 め (1) ② 地方における医師不足は深刻化し また、新たな専門医制度については、 地域医療を担う医師の養成と地域 医師確保対策の更なる推進のた

早急に確立するとともに、 地域偏在を抜本的に解消する仕組みを 勤務義務付けなど、医師の診療科偏在 ているため、定員配置等の規制的手法 組みを構築すること。 に合った柔軟で実効ある需給調整の仕 の導入や、過疎地域等での一定期間の 地域の実情

> 確保を図るとともに、へき地診療所・ 情に応じたへき地保健医療対策を推進 定的な運営の確保等により、地域の実 へき地医療拠点病院の整備の促進・安 総合的な医療を提供する医師の養成 すること。

慢性疾患の増

総合的

偏在の解消と地域への定着を実現する ともに、就労環境の整備等を促進し、 薬剤師等専門職の養成・確保を図ると (4) 看護師、 助産師、保健師、栄養士、

3 自治体病院等への支援

じること。 化を図るため一層の財政支援措置を講 対し、地域医療を確保し、経営の安定 (1) 不採算部門を抱える自治体病院に

災害拠点病院及び救 十分な財政措置を講

慮すること。 に支障を来すことのないよう、十分配 を見直す場合には、自治体病院の運営 また、病院事業に係る財政支援措置

度見直しなど、必要な対策を講じるこ 営に影響が生じないよう、地域医療確 保の観点から、診療報酬や消費税の制 消費税引上げに伴い医療機関の経

させること。 地域等の現状に鑑み緩和措置等を充実 に係る診療報酬の減額について、 (3) 医師標欠及び看護職員の配置基準 過疎

金の配分に十分配慮すること。 域医療を担っている現状を踏まえ、 は、民間事業者の参入が少ない中山間 都道府県が事業を実施するに当たって 地域等においては公的な医療機関が地 医療介護総合確保方針に基づいて

週

4 救急医療・周産期医療の体制整備 収金の発生予防や解消に向け、 措置や支援を講じること。 外国人患者による医療機関での未

小児救急を始めとする救急医療体制

推進するとともに、 講じること。 及び周産期医療体制の体系的な整備を 十分な財政支援を

5 在宅医療等の推進

な支援を講じること。 携強化を推進するため、国として必要 構築する際には、 市町村が地域包括ケアシステムを 在宅医療と介護の連

の養成・確保を図ること。 めの基盤整備を進めるとともに、 (2) 在宅医療・訪問看護を推進するた 人材

6 がん検診の推進

置を講じること。 年齢を拡げるとともに、必要な財政措 がん検診の推進に当たっては、 対象

7 予防接種の推進

対象とすること。 早急に予防接種法における定期接種の については、財源措置を講じた上で、 有効性、安全性が確認されたワクチン おたふくかぜ、ロタウイルス等の

8 新型インフルエンザ対策の推進 が円滑に実施できるよう広く国民に周 置法に基づく新型インフルエンザ対策 合ワクチンを接種可能とすること。 わりに百日せきワクチンを含む3種混 するとともに、2種混合ワクチンの代 化ポリオワクチンを定期接種の対象と (1) 新型インフルエンザ等対策特別措 第2期の定期接種において、不活

知を図ること。

適切な

- 町村が必要と認め独自に行う対策に関 経済の安定に関する措置」のほか、市 境の保全その他の住民の生活及び地域 して、国として十分支援すること。 ②まん延期に市町村が行う「生活環
- 9 感染症対策の推進 進すること。 て、感染防止に関する必要な対策を推 等のダニ類を媒介とする感染症につい 症熱性血小板減少症候群(SFTS)

源を確保すること。 ないよう、国の責任において必要な財 ては、町村に財政負担が生じることが 10 風しんに関する追加的対策の推進 (1) 風しんに関する追加的対策につい

の財政措置を講じること。 処理に必要となる経費に対しても同様 ステム改修経費をはじめ、円滑な事務 ② 事務負担の増加に伴う人件費やシ

慮すること。 ど、事務処理に混乱が生じないよう配 予防接種に係る標準単価の設定な

8 少子化社会対策の推進

い分野に大きな影響を与えるものであ 我が国の社会・経済・地域など、幅広 深刻さを増している。少子化の問題は、 我が国における少子化傾向は極めて 早急な対応が必要である。

出産、子育てまで切れ目のない支援を できる環境づくりと、結婚から妊娠 を改善するとともに、仕事との両立が 現に向けて、若者の雇用・経済的基盤 よって、国は、一億総活躍社会の実

> ること。 行うため、 次の事項を総合的に推進す

国の制度として無料化を実施するこ 子ども医療費助成事業については

化を図るなど適切な措置を講じるこ る助成については、全国統一的な制度 また、ひとり親家庭の医療費に対す

2 子ども・子育て支援新制度につい

超の財源を確保すること。 新制度」の質の充実に向けて、 施できるよう、「子ども・子育て支援 子どもに対するサービスを安定的に実 町村が地域の実情に応じ、全ての

رع また、 国における所管を一元化する

き人材確保に取り組むこと。 の養成や処遇改善の充実など ②良好な保育の提供のため、 引き続 保育士

実・強化を図ること。 源を確保するとともに、放課後児童支 3 放課後児童健全育成事業を着実に の拡充や補助要件の緩和など対策の充 援員の確保等のため、 推進するため、国において安定的な財 処遇改善の補助

目のない必要な支援の提供のため、 とともに不妊治療等への支援制度を充 が行えるよう十分な財政支援等を行う 育て世代包括支援センターの早期普及 妊娠期から子育て期にわたる切れ 子

5 幼児教育の無償化について (1) 幼児教育無償化の円滑な実施に当

ركح テム改修費を確実に国費で実施するこ において必要な財源を確実に確保する ルールの外枠で全額措置し、国の責任 に必要な財源を一般財源総額の同水準 たっては、 いては、2020年度以降の地方負担 (2) 幼児教育の無償化に係る財源につ 初年度経費・事務費・シス

9 障害者保健福祉施策の推

できる地域社会の実現を図る必要があ 施策を推進し、 ができるよう、 総活躍社会に向けて積極的に社会参加 厳にふさわしい日常生活を営み、一億 障害者及び障害児が個人としての尊 安心して暮らすことが 制度に谷間のない福祉

よって、 国は次の事項を実現するこ

より資質の向上を図ること。 特性に応じた標準的な研修の実施等に 務を実施できるよう、それぞれの障害 村職員及び認定業務に携わる認定調査 員が、客観的かつ公平・公正な認定業 障害支援区分の認定事務を行う町

保すること。 2 地域生活支援事業等については、 国の責任において必要な予算総額を確

ついては、 3 重度心身障害者への医療費助成に 国による財政措置を講じる

ともに、 できるよう、事業者参入を促進すると 障害福祉サービスを継続して提供 従事者の養成等、 人材確保に

取り組むこと。

対し、財政支援を充実すること。 が実施する相談体制等の整備や啓発活 5「障害を理由とする差別の解消の推 価の見直し等を行うこと。 構造の改善及び設備の整備等の取組に 進に関する法律」の施行に伴い、 また、サービス内容に即した報酬単 社会的障壁の除去のための施設の 町村

律の一部を改正する法律」の施行に当 6「障害者の雇用の促進等に関する法 置を講じること。 進められるように、 たっては、町村が円滑に障害者雇用を 国は適切な支援措

10 介護保険制度の円滑な実施

アシステムをより一層推進するために よう、地域の実情に応じた地域包括ケ 少から空床が発生し、安定したサービ 定的な運営を図ることが喫緊の課題で 要となる。また、 心してサービスを継続して受けられる 域によって抱える区々の課題がある。 ス提供の維持に懸念が生じるなど、地 過し、都市部では、 大している。制度発足から約20年が経 を辿り、これに伴い給付費も急速に増 どの地域に住んでいても利用者が安 山間地域においては、入所者数の減 の待機者数が増加している一方で、 介護保険制度は利用者が増加の一途 国・都道府県・市町村の連携が重 同制度の円滑かつ安 介護老人福祉施設

町

さらに、一億総活躍社会の実現に向 介護人材の育成・確保やニーズに

5

地域医療介護総合確保基金につい

第3087号

上に求められている。 見合ったサービス整備等がこれまで以

کے よって、 国は次の事項を実現するこ

るなど広域化を図ること。 位の広域連合組織等での運営を推進す 効果的な制度運営のため、 格差が生じている。公平、公正かつ、 より、保険料やサービスの供給に地域 高齢化の進展及び人口の減少等に 都道府県単

即した財政措置を講じること。 2 高額な保険料となる場合は、 保険者の責めに帰さない事由によ 実態に

3 財政運営の充実

これを外枠とすること。 財源(調整交付金)とされているが、 設等給付費の20%)のうち5%が調整 (1) 国の負担(居宅給付費の25%、 施

確保すること。 保険料50%)を活用せず、 のインセンティブの財源は、 金等の現行の介護保険財源(公費50%) (2) 介護保険の保険者機能強化のため その外枠で 調整交付

にすること。 険者の制度運営に支障を来さないよう ることのないようにするとともに、保 ついては、地域によって不公平が生じ 前提となる指標を用いた取組の評価に ③「保険者機能強化推進交付金」の

政措置を講じること。 軽減策は、国の責任において適切な財 び都道府県において負担すること。 低所得者に対する施設住居費等の 財政安定化基金に係る財源は国及

> 分とすること。 ともに、町村の意向に十分配慮した配 ては、地域の実情に応じた基盤整備が できるよう、必要な財源を確保すると

に、 7 期間を確保できるようにするととも は、 6 材確保に取り組むこと。 介護サービス基盤を整備するととも 「介護離職ゼロ」を達成するため 介護保険制度の見直しに当たって 速やかな情報提供に努めること。 町村における準備と周知に十分な 介護従事者の養成等、 引き続き人

定方法について適切な見直しを行うこ との協議において、町村の実情に応じ きるよう、上限を超える場合に行う国 町村が必要とする事業を円滑に実施で た柔軟な対応を図るとともに、上限設 に係る事業費の上限設定については 介護予防・日常生活支援総合事業

やボランティア等の参入が促進される 支援策を講じること。 ビスが適切に提供できるよう、新たな サービス提供事業者等による居宅サー よう支援策の充実を図ること。 9 中山間地域や離島等においても 生活支援サービス等を担うNPO

分配慮すること。 地域や離島等の地域区分については十 また、人材確保の観点から、 中山間 など、広域的な区分も検討すること。

地域区分については、広域行政圏

11 医療保険制度の安定運営の確保

国民健康保険については、平成30年

けては課題が残されている。 財政運営や効率的な事業の確保等に向 度から新制度に移行したが、安定的な

よって、国は次の事項を実現すること。 向上等により医療費が増大し、更に厳 は しい運営を強いられるおそれがある。 国民皆保険制度を堅持するために また、後期高齢者医療制度について 医療保険制度の一本化の実現 今後の高齢化の進展や医療技術の

2 民に共通する制度として一本化するこ 合を推進し、公的医療保険を全ての国 都道府県を軸として保険者の再編・統 国民健康保険の安定運営の確保 、負担と給付の公平が不可欠であり、

すること。 営の確保のため、特に以下の点に留意 新制度施行後の国保の安定的な運

ど、国保基盤の強化を図ること。 の公費投入を確実に実施するととも 体の実情に応じて財政支援を講じるな 改革となるよう、毎年3、400億円 ① 今般の国保制度改革が実効ある 今後の医療費や保険料(税)の賦 加入者の動向等を踏まえ、各自治

言を行うこと。 各都道府県の動向を注視し、 に進められることのないよう、国は、 平準化や保険料算定方式の統一が拙速 ② 都道府県において保険料水準の 適切な助

十分な検証を行うこと。 標等の見直しに当たっては、 とそのインセンティブ効果について ③「保険者努力支援制度」 の評価指 実施状況

行うこと。 う役割や制度の趣旨を踏まえた検討を の公費の配分について、それぞれの担 また、今後の都道府県分と市町村分

- の所得調整機能については、 行後においても引き続き堅持するこ ④ 普通調整交付金が担う自治体間 新制度施
- 措置すること。 ための経費について、 の更改等が必要となる場合には、 各種制度の見直し等により ⑤ 都道府県と市町村の役割分担や 国の責任で全額 システム その

両面について、万全の支援を講じるこ ムの導入経緯に鑑み、 への移行を推進する際には、 また、市町村事務処理標準システム 財政及び運用の 新システ

- 費を含め、 ムの構築に当たっては、 ⑥ 保健医療データプラットフォー 、国の責任で全額措置するこ 運用に係る経
- 素化を実現すること。 ⑦ 市町村における国保の事務の簡
- の懸念される事項がある。 異なる場合があることなど、 困難な場合や、現行の軽減判定結果と 準額の変動に係る被保険者への説明が 法の見直し案については、軽減判定基 れている保険料軽減判定所得の算定方 厚生労働省において検討が行わ いくつも

ものとなるよう慎重に検討を行うこ もに、真に事務負担の軽減につながる を得られるよう丁寧な説明を行うとと 見直しに当たっては、市町村の理解

備期間に十分配慮し、経費について、 おいて改修が必要となる場合には、準 万全の財政措置を講じること。 また、国保及び住民税のシステムに

できるだけ早期に開始すること。 在り方等の見直しの検討については、 都道府県と市町村の役割分担の

(4)

保険料(税)の収納率向上に向け、

ついては、早急に全廃すること。 及び普通調整交付金の減額調整措置に 事業)を行うことに対する国庫負担金 (2) 子どもへの医療費助成(地方単独 また、子どもに係る均等割保険料

を拡大し、被保険者の利便性の拡大と 設すること。 事務の合理化を図ること。 ③ 社会保障・税番号制度の利用範囲

(税)を軽減するための支援制度を創

備期間を設けるとともに、 るシステム改修等について、 おいて全額措置すること。 また、運用に係る経費についても、 ① オンライン資格確認の導入に係 国の責任に 十分な準

いて、国の責任において全額措置する とともに、システム改修の経費等につ 各市町村での準備期間に十分配慮する る被保険者証の切替えに当たっては、 すること。 市町村に新たな負担が生じないように ② 被保険者番号の個人単位化に係

村において新たな事務負担が生じない 旨や整合性に配慮するとともに、市町 細設計に当たっては、既存の制度の趣 ③ システムや運用フローなどの詳

よう留意すること。

全国民に対する丁寧な説明を行うこ 得を得られるよう、国の責任において、 また、保険者や被保険者の理解と納

な対策を講じること。 連帯納税義務を導入するなど、抜本的 格の適正化に向け、適切な措置を講じ ⑤ 国保における外国人被保険者の資

3 後期高齢者医療制度の安定運営の ること。

が混乱しないようにすること。 激変緩和措置を講じるなど、被保険者 例の見直しに当たっては、 後期高齢者医療制度の保険料軽減特 きめ細かな

12 国民年金事務の一元化の実現

の導入など度重なる法令改正により複 かつ円滑な運営を図るため、次の事項 雑化しており、専門性とともに法令に 基づく適正な対応が求められている。 よって、 国民年金事務は、マイナンバー制度 国は、国民年金事務の適正

機構へ一元化を図ること。 国民年金事務について、 日本年金 を実現すること。

設置できるようにすること。 る市町村で日本年金機構の出先窓口を また、一元化に当たっては、 市町村職員に対する研修体制の充 希望す

や取扱いを大幅に変更するような法改 3 市町村で新規事業が発生する場合 実を図ること。

> 事務説明会を開催し、 情報提供を行うこと。 正時には、全ての年金事務所で事前の 速やかに詳細な

れるようにすること。 ルについて、全市町村に確実に提供さ 日本年金機構の統一業務マニュア

13 教育施策等の推進

کے ともに、人々があらゆる場所において 性化を図っていくことが重要である。 学習できる環境を整え、社会全体の活 い子どもの育成を目指すため、 21世紀を切り拓く心豊かでたくまし 育てる教育環境を整備すると 国は次の事項を実現するこ 個性を

義務教育の充実改善

源を地方に移譲すること。 こらした教育を行うため、 よう十分に配慮した上で、 において地域格差が生じることのない (1) 地域の実情に応じ、創意・工夫を 権限及び財 人材確保等

的な学校の統廃合につながる機械的な ことから、少子化を理由として、強制 教職員定数の削減は行わないこと。 の衰退を招き、地方創生にも逆行する 小・中学校の消滅は、地域コミュニティ は、町村の意見を十分に反映すること。 地域住民の拠り所となっている 義務教育制度の検討に当たって 教職員配置や学校運営の在り

生徒指導などの充実に向けて、複式学 少人数学級や少人数指導、専科指導 保し、きめ細やかな指導を行うため、 教員が子どもと向き合う環境を確 推進できるよう、ICT環境の整備や

と。との解消も含めた定数の改善を図るこ

(4) 通級指導や外国人児童生徒等への(4) 通級指導や外国人児童生徒等へののでする加配定数の削減は行わないこのする加配定数の削減は行わないこのする加配定数の削減は行わないのでする加配定数の削減は行わないこと。

3

老朽化したスポーツ・文化施設の

う毅然とした姿勢で臨むこと。

を講じること。 (6) 小学校の外国語活動や中学校の外国語活動や中学校の外国語教育において、ALT等を積極的 国語教育において、ALT等を積極的 はいず校の外国語活動や中学校の外

(第三種郵便物認可)

町

(8) ICTを効果的に活用した教育が物アレルギーへの十分な対応のため、物アレルギーへの十分な対応のため、物アレルギーへの十分な対応のため、を講じること。また、食育の推進、食を講じること。また、食育の推進、食の見直しを行い、充実を図ること。

充実を図ること。に、外部人材の活用等人的支援体制の維持に必要な財政措置を講じるととも

2 確保すること。 的に実施できるよう、十分な予算額を の経費と交付額の乖離をなくし、 育環境整備に係る事業について、 整備等の町村が実施を計画している教 の設置、トイレ改修、学校給食施設の 耐震化や老朽化対策と併せ、空調設備 よう、配置基準の見直しを行うこと。 教諭を公立全小・中学校に配置できる 心のケアの面で重要な役割を担う養護 (9) 公立小・中学校施設等について 児童生徒の健康管理、 保健指導や 計画 実際

継続して交付すること。 遠距離通学費については6年目以降も5 へき地児童生徒援助費等補助金の

は使用形態が大きく異なることから、6 通常の貸切バスとスクールバスで居費について支援すること。 居費について支援すること。 は、中山間地域等の高校通学が困難なまた、離島高校生就学支援費と同様

定の特別枠を設けること。について、離島と同様に教職員定数算について、離島と同様に教職員定数算点から、中山間地域の小規模高等学校外 教育の機会均等、進路保障等の観

14 農業・農村対策の推進

さと。
おができるよう、次の事項を実現する業政策を実施し、農村が将来にわたり地域がそれぞれの特徴を活かした農

をバランスよく実施すること。 面的機能の維持・発揮などの地域政策業の成長産業化に向けた産業政策と多業の成長産業化に向けた産業政策と多

と。 関する国と地方の協議の場を設けるこ政策について検討するための、農政に (3) 国と自治体の役割分担の明確化や

③ 各地域にとって最適な政策が実施

こと。

こと。

こと。

こと。

こと。

見直しについて(4)「食料・農業・農村基本計画」の

不産業に悪影響を及ぼすことがないよれ産業に悪影響を及ぼすことがないより、 日米物品貿易協定(TAG)に関い 日米物品貿易協定(TAG)に関
田際農業交渉に関する適切な対応
を確立すること。
宮際農業交渉に関する適切な対応
大政策を確立すること。
民村
日米物品貿易協定(五人日)に関
大政策を確立すること。

また、生産現場の不安を払拭するため交渉過程の透明性を確保すること。

② TPP11協定、日欧EPAに関しては、丁寧な情報提供を行うとともに、 下内・乳製品・麦・砂糖などの 豚肉・牛肉・乳製品・麦・砂糖などの 豚肉・牛肉・乳製品・麦・砂糖などの

が引き続き可能となるよう、生産性の向上と競きの強化に向けた支援を着実に実施

展開すること。

③ WTO農業交渉については、各国の多様な農業の共存を基本とし、農業の多様な農業の共存を基本とし、農業ののでは、というでは、各国ののでは、というでは、各国ののでは、というでは、各国のの

3 食料の安定供給の確保 なわないよう取り組むこと。 ついては、国内農業・農村の振興を損 また、今後のEPA・FTA交渉に

報

週

食料自給率の向上

自給力の維持・向上を図ること。 できる体制を整備するとともに、 に安全・安心な農産物を安定して供給 (2) 食の安全・安心確保と消費者の信 食料自給率の目標達成に向け、 国民 食料

頼確保に向けた取組の強化

顔が見える地域の生産活動への支援強 心が高まっていることから、生産者の 消費者の食の安全・安心に対する関 国民への啓発活動を推進するこ

頼の確保に向けた取組を強化するこ 全・安心を確立し、 検疫体制を強化するとともに、食の安 また、国産・輸入食品に対する検査・ 消費者の期待と信

(3) 国産農産物の消費拡大と食育の推

学校給食における米飯給食の目標回数 の引上げ等、効果的な方策を講じるこ の推進に当たっては、地産地消の推進 国産農産物の消費拡大及び食育

支援策の拡充を図ること。 拡大に向け、GAPの認証取得に係る クでの国産食材の提供や農産物輸出の ② 東京オリンピック・パラリンピッ

4 農業の持続的な発展

たっては、多様な経営形態や地域の実 態に応じた対策を講じること。 地域農業の担い手の育成・確保に当 地域農業の担い手の育成・確保

また、農業次世代人材投資事業につ 新たに農業を志す全ての人が

交付対象となるよう、所要額を十分確

② 米政策改革について

協議会への十分な財政支援を講じるこ 報提供を行うとともに、地域農業再生 るため、生産者に対し、 ① 新たな米政策の推進に当たって 需要に応じた生産を着実に実施す きめ細かな情

対策の充実・強化を図ること。 る所要額を継続的に確保し、水田農業 と需要に応じた生産の取組を支援する ため、水田活用の直接支払交付金に係 2 適地適作による水田のフル活用

の充実を図ること。 ③ 経営安定に向け、

رح いよう、国において所要額を確保する ついては、地域の取組に支障を来さな 置すること。また、機構集積協力金に に、町村に実質負担が生じないよう措 が過大とならないよう配慮するととも 町村への業務委託については、

(4) 農業農村整備の充実・強化

担金償還に係る農家や地元町村の負担 予算を確保するとともに、 率の向上に不可欠であるため、 ① 農業農村整備事業は、食料自給 同事業の負

② 近年頻発する自然災害による農

米価下落対策

は、 う、適切な措置を講じること。 農業者が制度を有効活用できるよ 収入保険制度の実施に当たって

③ 農地中間管理機構について

軽減措置を図ること。 必要な

業被害に対しては、復旧・復興への万

全な支援を講じるとともに、災害に強 い農業基盤の整備を図ること。

進んでいることを踏まえ、点検及び補 梁、トンネル等については、老朽化が 充を図ること。 修に対する技術的及び財政的支援の拡

について十分な支援を行うこと。 得した町村が適切にため池の操作、 な特定農業用ため池の施設管理権を取 必要となる経費や専門的人材の確保等 修繕その他の管理が行えるよう、 維

作物等の要件を緩和すること。 排水不良田の改良を行うことができる 農村の振興に向け、小規模な面積でも よう、農業農村整備関係事業の面積や ⑤ 中山間地域における農業の発展・

(5) 畜産・酪農対策の推進

化を図ること。 た畜産・酪農経営安定対策の充実・強 ① 担い手の育成や畜種ごとに応じ

め、畜産クラスター関連事業への支援 を継続・拡充すること。 ② 畜産・酪農の体質強化を図るた

担を軽減すること。 の確立を図り、畜産経営者のコスト負 利用の拡大を含めた国産飼料生産基盤 もに、飼料用米等国産飼料穀物の生産 ③ 配合飼料の価格安定を図るとと

究明し、再発防止のための万全の対策 路や発生原因を近隣国と共同で早急に エンザ、口蹄疫等の家畜の伝染性疾病 については、国の責任において感染経 ④ 豚コレラ、高病原性鳥インフル

病に伴う風評被害対策に万全を期すこ を講じるとともに、これらの伝染性疾

農業用ため池や農道における橋

④ 所有者不明で適正な管理が困難

策を講じること。

(7) 国内農産物の輸出促進

①「農林水産物輸出インフラ整備プ

らの6次産業化を推進するための支援

(6) 農業・農村の6次産業化の推進

地域の農林漁業者が主体的に参画

第一次産業を起点とした地域内か

図ること。

ポート体制の強化により、輸出促進を

(JFOODO)を始めとする輸出サ

日本食品海外プロモーションセンター ログラム」を踏まえ、輸出拠点の整備

残留農薬などの基準について調和を図 るための協議を推進すること。 ② 輸出の障壁となっている検疫や

停止、又は証明書を要求する国・地域 う風評被害により、日本産食品の輸入 国による輸入規制の緩和・撤廃に向け 査する方法を開発するとともに、 た交渉を強力に推進すること。 ③ 東京電力福島第一原発事故に伴 放射性物質を迅速かつ効率的に検 現在でもなお多数に及んでいるた 諸外

(8) 生産コストの低減等

図ること。 省力・省エネ機械の開発普及の推進 機械等リース支援事業の拡充などによ る生産コストの低減、 農家のリース経費を軽減する農畜産業 ①各種補助事業の面積要件の緩和 収益力の向上を

争力の強化を図るため、燃油価格高騰 また、施設園芸の安定的な経営と競

緊急対策を継続すること。

を確保すること。 図るとともに、国において必要な財源 も取り組めるよう、採択要件の緩和を 援交付金については、中小規模農家で 強い農業・担い手づくり総合支

実施すること。 物の流通・加工構造の改革等を着実に 踏まえ、生産資材価格の引下げや農産 ③「農業競争力強化プログラム」を

制特例措置を恒久化すること。 農林漁業用A重油・軽油に係る税

⑩ 農業技術の開発の推進

じた新しい加工・貯蔵・流通に関する 研究・開発を推進すること。 る研究・開発並びに消費者ニーズに応 地域の特性に応じた農業生産に関す

分配慮すること。 開発した農畜産物の普及に当たって また、遺伝子組換え技術を活用して 環境への影響や安全性の確保に十

慎重に取り扱うこと。 業者に及ぼす影響を十分に踏まえて、 る自家増殖の原則禁止については、農 ⑴「種苗法」の例外措置の撤廃によ

町

5 農村の振興について

多様な地域資源の積極的活用

図る施策を講じること。 山村全体の雇用の確保と所得の向上を 用するとともに農業関連産業の導入等 農山村の豊かな地域資源を最大限活 地域内経済循環を構築し、 農

推進とコミュニティの再生 農山漁村と都市との共生・対流の

第3087号

① 農山漁村地域の活性化に当たっ

的な対策の拡充を図ること。 農山漁村体験教育の推進に対する総合 生、学校教育等における子ども滞在型 推進に向け、地域の特性に応じた都市 ては、都市と農山漁村の共生・対流の 住民との連携や地域コミュニティの再

させること。 進に関する法律(案)」を早期に成立 なお、「青少年自然体験活動等の推

田園回帰を一層促進すること。 係人口)の拡大に向けた取組を支援し、 村地域に多様な関わりを持つ人々(関 また、移住や定住のみならず農山漁

の取組への支援を継続・拡充すること。 び地域の活性化を図るため、「農泊. 呼び込み、所得の向上、雇用の増大及 トワークづくりに対する支援を講じる また、関係者相互の情報共有やネッ ② インバウンド需要を農山漁村に

ルネッサンス事業の継続・拡充を図る 果たしていることから、中山間地農業 等、農村の振興において重要な役割を ミュニティの維持、多面的機能の発揮 (3) 中山間地域は、 農業の発展やコ

(4) 鳥獣被害対策の拡充

防止に係る抜本的な対策を講じるこ とともに、関係省庁の連携の下、被害 難な「災害」のレベルまで達している 拡大するなど、町村だけでは解決が困 による農作物等の被害が市街地にまで ため、十分な予算を継続的に確保する 鳥獣被害対策については、野生鳥獣

要な財源を確保すること。 止柵の整備等の対策の拡充を図り、 ついては、緊急的な捕獲活動と侵入防 育成・確保に向けた支援策の拡充 狩猟者の負担軽減など担い手の

化を図ること。 の食肉利用を促進すること。 ③ジビエ料理の普及等、

捕獲鳥獣

· 強

⑤ 日本型直接支払制度について

講じること。 担の実情を勘案し、十分な財政支援を の軽減を図るとともに、町村の財政負 事業の実施に当たっては、事務負担

援策の拡充・強化を図り、必要な財源 び自然環境の保全を推進するため、 を確保すること。 農村の美しい景観の維持・再生及 多面的機能支払交付金について 支

ついては、制度を継続するとともに、 必要な財源を確保すること。 また、制度の継続に当たっては、 ② 中山間地域等直接支払交付金に 地

担の軽減を図るとともに、遡及返還措 域の取組に支障を来さないよう事務負

置を緩和すること。

な財源を確保すること。 いよう要件を緩和し、国において必要 とともに、地域の取組に支障を来さな については、安定的な制度運営を図る ③ 環境保全型農業直接支払交付金

エネルギーが円滑に導入されるよう財 法」に基づき、町村における再生可能 (6) ①「農山漁村再生可能エネルギー 再生可能エネルギーの導入促進等

政支援措置を拡充すること。

鳥獣被害防止総合対策交付金に

ح کے 発電の売電収入の使途要件を緩和する 農業農村整備事業による小水力

必

え、弾力的な運用を行うこと。 村ごとに様々な実情があることを踏ま 農業者が少なくなってきている中、 3割以上としていることについては、 される者に占める農業従事者の割合を 大に寄与する施設の判断基準に、雇用 における、農業従事者の就業機会の増 (7) 農地転用許可基準の弾力的運用 甲種農地及び第1種農地の転用許可

15 林業・山村対策の推進

効率的な供給体制の構築等により、林 化が図られるよう、次の事項を実現す な木材需要の創出、国産材の安定的は 業の成長産業化を実現し、山村の活性 森林・林業基本計画に基づき、新た

と需要の拡大 国産材の効率的かつ安定的な供給

を図ること。 対策」の所要額を確保し、国産材の安 強化するため、「林業成長産業化総合 マスのエネルギー利用に関する支援を 伐材等の利活用の推進及び木質バイオ 含む非住宅分野での木造化の推進 するとともに、 定供給と品質向上のための体制を確立 CLTの普及、公共・公用建築物を 木材需要の喚起と拡大

を促進すること。 また、木造建築物の設計者の育成等

2 森林整備の推進と森林管理対策の

報

ついては重点的に予算を確保するこ 治山対策を図るため、林野公共事業に 波被害の防止・軽減に向けた総合的な 森林整備の着実な推進と山地災害や津 間伐や路網整備、再造林等による

化を図ること。 資する国及び都道府県による支援の強 運用により森林整備が推進されるよ 興を含めた万全の対策を講じること。 近年頻発する山地災害には復旧・復 地域の実情に合わせた体制整備に 新たな森林管理システムの円滑な

رکے 援と併せて、万全の財政措置を講じる (3) 林地台帳については、 技術面の支

を強化すること。 的及び財政的支援の拡充を図ること。 を踏まえ、点検及び補修に対する技術 トンネル等の老朽化が進んでいること 人竹の駆除や竹材用途の開発等の対策 (4) 林道の整備については、特に橋梁、 里山等の荒廃竹林に対しては、侵

援すること。 止に係る抜本的な対策を講じるととも に、ジビエ利用拡大に向けた取組を支 鳥獣被害対策については、森林被害防 (6) 深刻化・広域化するシカ等の野牛

的な駆除技術の開発、樹種転換、 応じた防除事業量の確保や、より効果 増加を防ぐため、未発生地域に対する 予防対策の強化とともに、被害状況に ムシ等の病害虫被害については、拡散・ また、松くい虫やカシノナガキクイ 被害

> 木の利用等を促進すること。 外国資本等による森林買収につい 有効な対策を検討すること。 貴重な森林資源や水資源を守るた

3 担い手の育成と経営改善 きの迅速化・効率化を図ること。 いては、保安林の指定解除に係る手続 いて町村が計画する公益的な事業につ (8) 自らの町村域に存する保安林にお

を強化すること。 を図り、林業就業者に対する支援措置 間の延長や助成単価の引上げ等の拡充 「緑の雇用」関連事業における期

じること。 体制の整備を強力に推進すること。 スター等の人材の育成を強化し、 たっては、譲渡所得税の減免措置を講 施業や経営の集約化、木材の加工流通 ② 公益性の高い森林の公有林化に当 また、森林施業プランナーやフォレ 森林

必要な貸付枠を確保すること。 業金融制度については、需要に応じた また、日本政策金融公庫資金等の林

4 山村地域の振興

地域の雇用の創出と所得の向上を図る 施策を講じること。 より、地域内経済循環を構築し、山村 た地域内発的な産業を振興することに (2) 森林・林業を支える山村が多面的 未利用木材など地域資源を活用し

支援措置を拡充すること。 の活性化のための活動等に対する財政 な機能を発揮するための活動や、 (3)上下水道、廃棄物処理施設、 平地に比べ整備が遅れている道 医療 山村

> を解消するため、適切な支援措置を講 の整備・充実を図り、 じること。

5 国際交渉に関する適切な対応

ること。

は、 6 森林・林業・山村に係る地方財政 に向けた支援を着実に実施すること。 るよう、生産性の向上と競争力の強化 の林産物の再生産が引き続き可能とな 合板・SPF製材・構造用集成材など 措置の充実 TPP11協定、日欧EPAに関して 丁寧な情報提供を行うとともに、

ر کے

産基盤の復旧・復興を着実に実施する る支援を強力に推進するとともに、生 や事業者間の情報共有体制の整備に係 加工業者が被災により経営を断念する

(2) 自然災害が頻発する中、漁業者や

ことのないよう、事業継続計画の策定

の着実な実施

水産基本計画及び水産政策の改革に

2 水産基本計画及び水産政策の改革

に係る地方財政措置の拡充を図るこ 策」、並びに「森林吸収源対策等の推進 (1)「森林・山村対策」、「国土保全対

含む)や「林道延長」を考慮した「森 林・林業行政費」を新設すること。 要額に「林野面積」(国有林野面積を 実と、森林整備促進の実効性を高める ② 町村における森林・林業行政の充 地方交付税における基準財政需

16 水産業・漁村対策の充実

にあることから、「水産日本の復活」 に向け、次の事項を実現すること。 旧·復興支援 船齢化、担い手の高齢化等厳しい環境 我が国の水産業は、魚価の低迷や高 東日本大震災等に対する強力な復

産基本計画に基づき着実に実施するこ とって重要な地域であることから、 については、被災した地域が水産業に 東日本大震災に対する復旧・復興 水

定住の阻害要因

福祉施設等の生活関連インフラ 生産基盤の復旧・復興については、 災地域の要望を踏まえ、強力に推進す とりわけ、

漁船、加工流通施設等の

被

3 漁業経営安定対策の強化と漁業就 業者の確保・育成 向けた取組を着実に実施すること。 基づき、水産資源の適切な管理や水産 業の成長産業化、漁業者の所得向上に

ること。また、漁業用燃油・餌料価格 確保するとともに、恒久的な制度とす なるよう見直しを図ること。 て有利かつ、より加入しやすい制度と 業共済制度については、漁業者にとっ に関する対策の継続・強化を図ること。 (2) 漁業経営安定対策の中核となる漁 漁業経営安定対策に必要な財源を

円滑に行えるよう、「漁業構造改革推 限の延長を図ること。 また、「沿岸漁業改善資金」の償還期 進事業」等による支援を強化すること。 漁業者が代船建造等の設備投資を

るため、 ⑷ 漁業への多様な就業経路を確保す 労働環境の改善、安全対策

漁業技術や経営管理能力に係る研修体 就業相談等の諸対策の拡充を図る

備の計画的推進 4 活力ある漁村づくりと水産基盤整

もに、 漁場・漁村の整備を着実に実施するこ 水産業の競争力強化等を推進するとと 大規模自然災害に備えた対応力強化や 漁港漁場整備長期計画に基づき、 水産基本計画と連携し、 漁港

する減災事業への支援制度を創設し 備を強化するとともに、水産施設に対 ること。 災害に強い漁業・漁村づくりを推進す 防災・減災の観点に立った海岸整

追加すること。 激甚災害法」の対象施設に定置網等を また、今後の大規模災害に備え、「

5 水産物の加工・流通・消費対策 境整備を図ること。 水産物の流通及び輸出促進のための環 業化に対する支援を拡充するととも 産地のブランド化等、水産業の6次産 とともに、輸出の拡大に注力すること。 ステムの導入に対する支援を拡充する する地方財政措置を充実すること。 な町村が多いことから、漁村地域に対 が不利な地域にあり、財政基盤が脆弱 (2) 水産物を用いた特産品開発や個別 (3) 漁村は、辺地、 多様な消費者ニーズに応じた国産 HACCPやトレーサビリティシ 離島、 半島等条件

体制を拡充・強化すること。また、放 水産物の放射性物質に関する検査

> を強力に推進すること。 る輸入規制の緩和・撤廃に向けた交渉 方法を開発するとともに、 射性物質を迅速かつ効率的に検査する 諸外国によ

- 6 魚食の普及を推進すること。 国内外への情報発信などにより、 学校給食における魚食の拡充や
- 養殖業の確立

すの回帰率の低下原因の究明と資源増 に努めるとともに、放流したさけ・ま ため、 及び普及への支援を強化すること。 生態系に配慮した増殖手法の確立など (2) 内水面漁業・養殖業の振興を図る 給餌効率の向上にかかる技術開発 養殖魚の健康状態や漁場環境の解 水質の改善や地域特有の魚類の

や効果的な駆除方法を確立すること。 種苗の商業化に向けた大量生産システ よる漁業被害については、 ムの実証事業を強力に推進すること。 トレーサビリティ手法の確立やウナギ ナギ不漁の原因を究明するとともに、 ⑷ 大型クラゲやザラボヤ、 また、赤潮による被害の防止・軽減 発生源対策 トド等に

り組む監視活動に対し支援策を講じる の連携による取締の強化等、 理に対する助成制度を創設すること。 もに、赤潮等でへい死した魚介類の処 経営再開を支援する措置を講じるとと 対策を行い、 密漁監視体制の整備や各取締機関

(6)

- 資源管理による持続可能な漁業 国産
- 持続可能な養殖業を確立するた
- 殖対策を強化すること。

③ 近年、深刻になってきたシラスウ

被害を受けた養殖業者の 地域が取

- (4)

科学的な事実に基づく働きかけを強化 携や、国際的な非難に対する合理的

- 業秩序の確立を図ること。 対する指導・取締体制を拡充・強化す るとともに、協定水域全域における操 適切な資源管理に資する貿易ルー 外国漁船による違法・無謀操業に
- き可能となるよう、生産性の向上と競 すること。 争力の強化に向けた支援を着実に実施 影響を受ける水産物の再生産が引き続 ては、丁寧な情報提供を行うとともに ルの確立と海外漁場の確保 1) TPP1協定、日欧EPAに関し
- 制度(IQ制度)等の非関税措置の撤 廃が行われることのないよう努めるこ 響を及ぼす関税の引下げや、 ては、水産業の安定と発展に深刻な影 ② 水産物に関する国際交渉等におい 輸入割当
- めること。 を主導し、 際的な資源管理に関するルールづくり いては、科学的資源評価を踏まえた国 (3) 資源が減少しているマグロ類につ 遠洋漁業の漁場の確保に努
- 学的検証に基づいた国際的な資源管理 鯨類の持続的利用を支援する国との連 かかる技術開発を推進するとともに 実施に当たっては、資源管理・調査に ある操業環境の構築を図ること。 的利用と漁獲規制の導入等による秩序 体制を確立し、資源の回復による持続 30年ぶりに再開される商業捕鯨の カツオの資源管理については、 科

すること。

- 8 水産業・漁村の多面的機能の発揮 の発揮に資する藻場・干潟等の保全や すること。 磯焼け対策などへの支援策を充実強化 (1) 水産業・漁村の有する多面的機能
- が高いため、国において、実態把握と 処理対策を早急に実施すること。 業への支障や災害等を誘発する可能性 いては、 等に放置されているFRP漁船等につ けた取組を拡充すること。特に、 漁業系廃棄物の処理及び再生に向 環境への悪影響とともに、 漁港

備促進 道路、 河川、 生活環境等の整

17

必要がある。 生活環境等の整備を積極的に促進する 性化し、安全・安心な住みやすい地域 社会をつくるためには、 町村を広く国民のふるさととして活 道路、河川、

کے よって、 国は次の事項を実現するこ

安全交付金の財源確保等 社会資本整備総合交付金及び防災

すること。 災・安全交付金については、更新を含 よう、長期安定的に必要な財源を確保 めた建設、改築等が確実に実施できる 社会資本整備総合交付金及び防

町村の意見を十分反映すること。 また、重点配分の決定に際しては、

応等のための個別補助制度が創設され する、頻発・大規模化する災害への対 防災・安全交付金の一部を財源と

報

のないよう配慮すること。 たが、交付金とは別枠で確保するとと して実施する事業に影響を及ぼすこと 町村が防災・安全交付金を活用

2 道路の整備促進

源を創設すること。 推進することができるよう、 長期安定的に道路整備及び管理を 新たな財

- ること。 高規格幹線道路等の整備を推進す 災害時の代替ルートの確保等のた
- 均衡ある道路網の整備を推進するこ 国道・都道府県道及び市町村道の

3 河川等の整備促進 や安全な通学路の整備、落石・崩壊防 行えるよう必要額を確保すること。 止対策等を含めた道路の維持・修繕を 支障を来すような狭小道路の拡幅整備 の安全・安心の観点から、緊急活動に また、既存の道路においても、 地域

防的な治水対策を重点的に実施するこ に寄与する対策や堤防強化対策など予 たっては、抜本的な治水安全度の向上 国の重要施策であり、事業の実施に当 治水は防災・減災の観点において

雑木の除去等適切な措置を早急に講じ に十分配慮するとともに、浚渫や自生 業の実施に当たっては、生態系の維持 また、国の管理する河川改修等の事

4 水道施設の整備促進 事業を重点的に推進すること。 (2) 整備が立ち後れている町村の海岸

> の仕組みを構築すること。 給水人口の減少に伴い、ダウンサイジ 道施設の整備を促進すること。また、 ング等の再構築事業に対する財政支援 (1) 耐震性及び安全性強化のための水

費用について、必要な予算措置を講じ ること。

政を窮迫させているため、 上げを含め補助制度を拡充すること。 (2) 簡易水道の布設は、 脆弱な町村財 補助率の引

ること。 道整備について必要な予算措置を講じ

とともに、必要な予算措置を講じるこ 築について、国による支援を継続する また、下水道施設の老朽化に伴う改

じること。 備事業等について必要な予算措置を講 (2) 農業集落排水事業、 浄化槽設置整

安定的経営の確保 6 上水道・簡易水道・下水道事業の

広域化の推進が重要であり、 管理の一体化等)・協力体制の構築等 的な連携(事業統合・施設の共同設置 安定的に提供していくためには、広域 のような中、サービスを将来にわたり がある中、専門職員の不足やノウハウ 設設備の老朽化の急激な進展等の課題 人口減少等による料金収入の減少や施 人的支援と併せ、 上水道・簡易水道・下水道事業は 財政措置を充実強化 技術的

さらに、老朽化施設の更新にかかる

5 汚水処理施設の整備促進 (1) 整備が立ち後れている町村の下水

|維持・継承に支障を来している。こ

(2)

- رح に、人的・財政的支援を充実強化する モデル事業の対象を拡充するととも は、事業規模や地域の実情に配慮し、 公営企業会計の適用拡大に当たって 簡易水道事業及び下水道事業への
- 実強化すること。 (3) 高料金水道に対する財政措置を充
- 復活すること。 既往の公営企業債について、公営企業 化に資するため、これらの事業に係る 負担を軽減し将来にわたる経営の安定 水道・簡易水道・下水道事業の公債費 借換債(補償金免除繰上償還)制度を (4) 経営環境が厳しさを増している上

地域商工業振興対策等の推進

18

う、次の事項を実現すること。 地域における地域産業は依然として厳 が続くと見込まれているが、農山漁村 雇用を守りつつ、事業を継続できるよ しい状況にある。地域商工業が今後も 現下の経済状況は、景気の拡大基調

地域商工業対策の拡充

続的な発展を遂げることができるよ 実に実施すること。 実態を踏まえた取組に対する支援を着 域経済の構造変化や社会情勢、 う、産地産業の活性化や災害への対応 画を踏まえ、事業者と地域がともに持 力強化、担い手の確保・育成など、 改定された小規模企業振興基本計 地域の 地

け、 (2) 生産性向上などを可能とする 中小企業等の持続的な経営に向

- 度の拡充等の支援を継続すること。 な対応を図るため、信用保証や融資制 IoTの導入・普及を支援すること。 (3) 中小企業等の資金需要への機動的
- 拡充すること。 段階において、きめの細かい支援策を (5) 商店街において、商業施設等の整 加工・流通、 農商工連携を促進させるため、 研究・事業化等の各
- 進交付金等による支援をはじめ必要な 組が一層推進されるよう、地方創生推 備や空き店舗への店舗誘致、 税財政措置を講じること。 スの運行など、地域商業の活性化の取 地域社会の維持及び地域経済の活 買い物バ
- (案)」を早期に成立させること。 定地域づくり事業の推進に関する法律 性化に資する人材の確保を図るため、 −地域人口の急減に対処するための特
- する支援を強力に推進すること。 ないよう、事業継続計画の策定等に対 等が被災により経営を断念することの 自然災害が頻発する中、中小企業

2 企業立地の推進と地域産業の育成 ションの創出を支援すること。 かし地域経済に寄与できるよう、「地 官金連携や産業集積、地域イノベー 域未来投資促進事業」等によって産学 地域の事業者が、その潜在能力を活

者への支援を拡充すること。 地域資源のブランド化や起業

3 消費者行政の推進

者の安全・安心の確保に向けた取組に 深刻化しているため、 (1) 高齢者や障害者等の消費者被害が 町村が行う消費

推進すること。 できるよう、地方消費者行政強化事業 もに、消費生活相談員を安定して雇用 政強化交付金の所要額を確保するとと 対する財政措置として、地方消費者行 るなど、消費者行政の体制整備を一層 の支援対象に相談員の人件費等を加え

ること。 知見に基づく正確な情報提供等に努め るとともに、消費者に対する科学的な 延を招かないよう、検査体制を拡充す 食品の放射能関連の風評被害の蔓

19 観光施策の推進

である。 からも国による積極的な対応が不可欠 害にあった被災地の復興を支える観点 携をもって取り組む必要がある。特に、 用できるよう、国と地方が一体的な連 文化や歴史等、特色ある観光資源を活 観光施策を効果的かつ総合的に推進 大規模震災を始め、 観光先進国、地方創生の実現に向け、 それぞれの地域が、豊かな自然 台風・豪雪等の被

やす国の目標を達成するとともに、経 的な対応が求められる。 るようにするためには、 た様々な効果が、日本全体に行きわた 済振興、国際交流、スポーツ振興といっ 日外国人旅行者数を4000万人に増 ピックが開催される2020年に、訪 また、東京オリンピック・パラリン 国による積極

(第三種郵便物認可)

رع よって、 国は、 次の事項を実現する

> 等、 手強化の取組や事前キャンプの誘致 ある産物の普及促進、地方における選 文化を発信する場の創設、 能向上に対する財源措置、 基盤施設の整備や既存施設の更新・機 まちづくりのために、地方が実施する クに向けて、文化スポーツを活かした Ι 東京オリンピック・パラリンピッ 地方の取組を支援すること。 地域の特色 日本の伝統

策の推進・支援

 \mathbb{I}

訪日外国人旅行者等の受入環境の

や設置等を引き続き支援すること。 衆無線 LAN(Wi--Fi-)環境の整備) トイレ等の機能向上(多言語対応、公 点情報・交流施設、観光案内所、公衆 (2)

等を含む観光施設のキャッシュレス化 着実な取組を進めること。 (3)の対応(QRコード普及等)の早期 地方における宿泊施設・文化施設

ること。 手段の確保について必要な措置を講じ 点からの交通アクセスや現地での移動 性を向上させるため、駅等主要交通拠 (4) 訪日外国人旅行者等の移動の利便

構築を検討すること。 材養成やその活動を応援する仕組みの 地域に密着したガイドや語り部等の人 の魅力増進・情報発信に貢献する人材

(5)

公共交通機関との連携に向けた取

(6) 訪日外国人旅行者等の誘客を図る

旅行者を地方へ誘致するための施

出入国管理·查証発行体制整備等 地方公共団体等が管理する観光拠

普及を促進すること。

地域独自の知恵・技の伝承や地域

確に届けるための情報伝達の環境整備 よう、必要かつ正確な情報を迅速・的 が適切な避難行動をとることができる 極的に財政支援を行うこと。 ため、町村が国内外で行う誘客キャン を図ること。 (7) 災害発生時に訪日外国人旅行者等 、ーンや物産品イベント等に対し、

AN(Wi--Fi-)環境の整備や維持 置を講じること。 において、 管理の経費に対し、必要な財政上の措 が生じることがないよう、公衆無線し 特に、過疎・離島等の条件不利地域 防災上の観点から情報格差

2 観光振興施策の推進・支援

の諸施策を一層推進すること。 漁村の価値の再発見や向上を図るため 域に潜在する観光資源を発掘し、 農山漁村の景観や生活文化等、 農山 地

生や伝統文化の維持・継承を図るため 極的に支援すること。 の観点からもこうした町村の取組を積 有効であることから、国は観光先進国 なく、国内外の観光客誘致についても 域の雇用維持・確保につながるだけで の施策に対し、支援を強化すること。 (3) (2) 着地型・体験型観光の振興は、 地域特性を活かした観光施設の再 地

際競争力の高い魅力ある観光地づくり 滞在日数の増加に資する地域観光圏 を推進すること。 広域観光圏のための取組を支援し、 (4) 滞在型観光として、宿泊旅行回数 玉

> 20 町村消防の充実強化

安全に配慮した基盤整備等、 組を支援するとともに、景観・環境 すること。 フラの重点的かつ先行的な整備を推進 観光イン

積

رع する取組に対し、 業遺産等を活用した地域活性化に関連 ⑥ ジオパーク・エコパーク・世界農 積極的な支援を行う

活動等をより一層強化すること。 (7) 連続休暇の取得促進について広報

とから、それぞれの施策が有機的に連 う、政府全体として一元的に調整し、 携して効果を上げることができるよ 地方団体に情報提供すること。 (8) 観光政策は多くの省庁に関わるこ

2 多数被災していることから、修復には 国としても全力で取り組むこと。 1 $lap{I}$ 日本の宝ともいうべき観光資源が 大規模震災等からの復旧・復興

われるよう、迅速かつ適切に対応する ともに、損害実態に見合った賠償が行 害については、万全の対策を講じると 原発事故による観光業への風評被

3 被災地の復興に向けた姿を地域の 魅力と一体となって体験してもらう 性化、復興支援を精力的に進めること。 の促進等、観光振興による被災地の活 「復興ツーリズム」の推進や教育旅行

の多様化等の環境変化に的確に対応 模化、都市構造の複雑化、住民ニーズ 近年の災害や事故の多様化及び大規

必要がある。

ため、消防防災体制の充実強化を図る

住民の生命、身体及び財産を守る

よって、国は次の事項を実現するこ

1 大規模災害対策等の推進

とする消防防災設備・装備の整備につ な措置を講じること。 備等について着実に推進するため適切 い事態に備え、広域化や応援体制の整 いて、財政措置を充実強化すること。 防災行政無線のデジタル化を始め 小規模な消防体制では対応できな

強化を図ること。 及び消防防炎施設整備費補助金の充実 ③ 緊急消防援助隊設備整備費補助金

進すること。 (4) 林野火災に対する総合的対策を推

2 消防の広域化について

充を講じること。 村への国庫補助など財政支援措置の拡 消防広域化重点地域に指定された市町 消防の広域化の推進を図るため、

強化を図ること。 の連携・協力」に係る支援措置の充実 な財政措置を講じるとともに、 負担増となる所要経費について、必要 (2) 消防の広域化に伴う、初期段階に 「消防

の引取りに係る軽油引取税について、 すること。 消防団活動等各種活動への支援を充実 消防用の船舶の用に供される軽油 地域防災力を一層強化するため、

課税免税措置を延長すること。

21 ちづくりの充実強化 暴力の根絶と安全・ 安心のま

活の安全対策の充実・強化等を図るこ らゆる暴力を社会から根絶し、 社会を実現するため、銃器犯罪等のあ とは緊急の課題である。 住民が安心して安全に暮らせる地域 住民生

すること。 よって、国は次の事項について実現

2 行政対象暴力に対する適切な措置 を講じること。 する適切な措置を講じること。 総合的な銃器犯罪対策の推進に対

3 誰もが安心して暮らせる犯罪のな る適切な措置を講じること。 い安全・安心まちづくりの推進に対す

22 情報化施策の推進

る。 施策の推進にとって重要な課題であ できる社会を実現することが、情報化 通信技術)を活用し、その恩恵を享受 全ての国民が、平等に一CT(情報

کے よって、 国は次の事項を実現するこ

く国民に周知し理解を得ること。 (1) 社会保障・税番号制度の円滑な運 番号制度の運用に当たっては、 広

定されている「通知カード」の廃止に う、万全の対策を講じること。 個人番号カードの交付が円滑に進むよ また、システムが安定的に稼働し、 なお、デジタル手続法の施行後に予

> の事務に支障を来さぬよう国において 伴う関係事務への影響等により、町村 必要な措置を講じること。 ②番号制度の運用においては、

おいて万全の措置を行うこと。

ラットフォームに係る町村の財政負担 国の責任において全額措置すること。 テムの構築経費に対しても、引き続き ともに、次年度以降に生じる次期シス 対して万全な地方財政措置を講じると について、 技術的及び財政的に十分な支援を行う 構が運営する自治体中間サーバー・プ (3) 情報連携を円滑に実施するため

2 電子行政の推進等

細決定から施行までの準備期間を十分 源を確保するとともに、 担が生じないよう国の責任において財 の開発・改修について、 確保すること。 (1) 国の制度改正に伴う電算システム

リティ対策を継続して実施できるよ う、対策に係る経費について万全の財 デルにより、町村が高度な情報セキュ (2) 自治体情報システム強靱性向上モ

を講じること。 運営や更新に関しても早急に財政支援 光ファイバ等の基盤整備を行う場合 り必要な財政支援を講じるとともに、 高度無線環境整備推進事業等によ

者を支援する制度を創設すること。 域において、光ファイバや携帯電話の 基地局等の整備・維持管理を行う事業 また、離島や中山間地域等不採算地

に超過負担が生じないよう国の責任に 町村

特に、地方公共団体情報システム機 現行システムの運用経費に

活用

3 行政機関等が保有する個人情報の

て、更新に係る費用を国が支援するこ

設を公設で整備している町村に対し

地上デジタルテレビ放送の通信施

制度改正の詳 町村に超過負

期解消

1

参議院議員選挙における合区の早

23

公職選挙制度の改

な支援を行うこと。

個人が特定されるおそれがあること等 個人情報の標本数が少ないことにより たって高度な技術が必要となることや については、個人情報の非識別化に当

(匿名)加工情報として活用する制度

町村が保有する個人情報を非識別

から、導入する町村に対して国が適切

政支援を講じること。 条件不利地域等において、 町村が

> 割を果たしてきたが、平成28年7月に 以来、二院制を採る我が国において、 憲政史上初の合区による選挙が実施さ 参議院は一貫して都道府県単位で代表 を選出し、地方の声を国政に届ける役 日本国憲法が昭和22年に施行されて

る議員が出せないなどの合区を起因と 者と接する機会の減少、 した弊害が顕在化した。 その結果、 投票率の低下や直接候補 自県を代表す

題をはじめ、この国のあり方を考えて 我が国が直面する急激な人口減少問

政の中でしっかりと反映される必要が も逆行するものである。 が参議院を通じて国政に届けられなく あり、都道府県ごとに集約された意思 いく上でも、多様な地方の意見が、 なることは非常に問題で、 地方創生に 玉

度とすること。 による代表が国政に参加できる選挙制 国会議員の選挙等の執行経費の基

早急に合区を解消し、都道府県単位

準額の算定については、実情を考慮し いる国会議員の選挙等の執行経費の基 \overline{X} 町村の別により設定されて

24 エネルギー対策の推進

所要の改善を図ること。

ر ع ギー供給に向け、 素であることから、安定的なエネル と国民生活の安定のために不可欠な要 エネルギーは国民経済の健全な発展 次の事項を実現する

町

 $\frac{1}{\sqrt{1}}$

安定的なエネルギー需給構造の確

定的なエネルギー需給構造を確立する -等の国内資源開発の推進により、安 ギーの導入拡大やメタンハイドレー 省エネルギーの推進、 再生可能エネ

再生可能エネルギーの導入・促進

模な取組も含めた積極的な導入支援 よる地域活性化を促進するため、 マス等)のエネルギーシステム構築に 地産地消型(水力・地熱・バイオ 小規

第3087号

底させること。 らないよう、事業者に適切な処理を徹 終了後の設備撤去・処分について、ガ ど所要の対策を講じること。また事業 元自治体との協議や関係法令の整備な おける環境保全や防災の観点から、地 ルギー施設の立地については、地域に や、十分な財政支援措置を講じること。 イドラインに基づき、地元の負担とな (2) 太陽光発電施設など再生可能エネ

3 電源三法交付金制度の周知・充実

ることを国民に周知し、その充実を図 電力安定供給に資するための施策であ (1) 電源三法交付金制度については

国は次の事項を実現するこ

子力規制委員会が示した原子力災害対 関連研究施設等を加えるとともに、原 すること。 策指針を踏まえ、その対象地域を拡大 ての核燃料物質加工施設、原子力発電 ② 交付金の対象施設については、 全

成22年度水準以上に引き上げること。 な措置とするとともに、交付単価を平 ③ 水力交付金を法律に基づく恒久的

25 過疎対策等の推進

が、 状況にある。こうした問題は、 による様々な格差の拡大が見られるほ 高齢化の急速な進行、地域産業の衰退 少が続いており、若年層の流出、 地方の創生が喫緊の課題となっている 現在我が国では、人口減少の克服と 財政基盤が脆弱であるなど厳しい 特に過疎地域は、引き続き人口減 過疎団 、少子:

創生の上でも極めて重要である。 対象外となる地域も生じており、集落 集落人口の減少により辺地対策事業の 統文化等を支えてきた集落が衰退し 体に限らず、条件不利地域を多く抱え 機能の維持は、人口減少の克服・地方 く地域のコミュニティ、 る小規模町村共通の問題である。 このような町村では、

なく講じていく必要がある。 る、幅広く実効性のある対策を切れ目 策等住民の安心・安全な暮らしを支え 医療の確保、生活交通の確保、 よって、

分反映させること。 現行法に引き続き、総合的な過疎対策 役割を踏まえた振興が図られるよう いては、これまでの過疎地域の努力と れとなる過疎地域自立促進特別法につ ること。その際、過疎町村の意見を十 を推進するための新たな法律を制定す 令和3年3月末日をもって期限切

を強化すること。 推進することができるよう、財政措置 日常生活の生活機能の確保等の取組を 地域資源を活用した地域産業の振興や が困難であるため、基幹的な集落を中 服・地方創生の上で極めて重要である 2 心としたネットワークづくりを進め が、単独の集落では様々な課題の解決 集落機能の維持は、 人口減少の克

等の対策の充実を図るとともに、 集落を支援する人材の育成・ 集 落 確 保

地域資源、 最も住民に近 伝 及び活性化対策をこれまで以上に積極 和するなど、きめ細やかな集落の維持 の実態を踏まえ、辺地対策の要件を緩 的に講じること。

多様な取組を支援すること。 所要額を確保し、過疎地域の主体的で 市町村計画に基づく過疎対策事業債の 町村の多様な財政需要を反映した

26 豪雪地帯の振興

こうした観点から、集落対策

地域

災害対

地域の振興を図る必要がある。 阻害されるほか、産業の立地も遅れて いるので、これらの障害を取り除き、 交通の遮断等により生活環境が著しく 豪雪地帯は、冬期の降雪による道路

進すること。 するとともに、 引き続き施策を計画的・効率的に推進 よって、国は次の事項を実現すること。 「豪雪地帯対策基本計画」に基づき、 道府県計画の策定を促

整備・道路交通確保を強力に推進する 2「積雪寒冷特別地域道路交通確保五 箇年計画」に基づき、 豪雪地帯の道路

講じること。 排雪や、空き家の除排雪等の管理に係 3 る地域の取組に対して財政支援措置を 建設業団体や非営利団体と連携した除 除排雪等が困難な者を支援するため、 高齢者・障がい者等の雪下ろし・

防止施設等の整備を推進すること。 雪崩から人命等を守るため、

おいても、異常気象による大雪により 雪地帯として指定されていない地域に 豪雪地帯対策特別措置法による豪

策を講じること。 生していることから、地域の実態を調 集落の住民生活が脅かされる事態が発 な復旧体制の確立等について万全の対 道路対策、雪害防止対策の強化、迅速 査研究の上、集落の孤立を未然に防ぐ

27 半島地域の振興

にある。 等の面で多くの課題を抱えている現状 産業基盤、 ており、 半島地域は人口減少・高齢化が進行 生活環境、 また依然として交通基盤 通信体系の整備

島地域の振興を進める必要がある。 ら、産業振興や企業活動に関わる対策 向上を図るため、各種施策を推進し半 を講じるとともに、地域住民の生活の 活を確保し、定住の促進を図る観点か 島地域における安全で安心な住民の生 このため、かかる現状を打開し、半 よって、 国は次の事項を実現するこ

を推進すること。 実や避難施設、衛星携帯電話等の整備 絶の危険性が高いため、救助体制の充 土砂災害等の災害に対して脆弱であ 種事業に係る支援施策を講じること。 進できるよう、長期的視点に立って各 施策が、それぞれ着実かつ効果的に推 国23半島地域の半島振興計画に基づく 半島地域は地震、津波、風水害 半島振興法に基づき策定された全 災害時における交通及び情報の途

島循環道路等の整備を推進すること。 3 半島振興及び災害対策上重要な半

28 離島地域の振興

環境の保全等に重要な役割を担ってい 水域等の保全、 離島は、我が国の領域・排他的経済 海洋資源の利用、自然

状である。 環境は著しく悪化してきているのが現 足等もあいまって、近年、 空路の廃止・減便、 割高な流通・生活コスト、航路及び航 として厳しく、過疎化・高齢化に加え、 一方、離島を取り巻く諸条件は依然 医療従事者等の不 離島の定住

じる必要がある。 できるよう、幅広い総合的な対策を講 や島民が安心安全に住み続けることが このため、離島の自立的発展の促進

すること。 よって、国は次の事項を実現すること。 離島振興関係予算の所要額を確保

て検討すること。 制の整備を含め、 その支援に関して必要となる新たな法 とから、必要な支援を行うとともに、 活にとって欠かせない生命線であるこ 2 図られるものとすること。 を確保するとともに、弾力的な活用が に支障が生じることのないよう所要額 ては、事業計画に基づく事業等の実施 特に、「離島活性化交付金」につい 離島航路・航空路は離島住民の牛 支援の在り方につい

ること。 本土交通機関並に低減する方策を講じ 3 離島における全ての移動コストを

医師等医療従事者の確保、円滑な

4

5 活環境施設、

切な措置を講じること。

8「国境離島地域の保全及び特定有人 を早急に整備すること。 関する特別措置法」に基づき創設され 国境離島地域に係る地域社会の維持に

算を確保するとともに、 充を図ること。 持に係る交付金」について、必要な予 た「特定有人国境離島の地域社会の維 対象事業の拡

29 人権擁護の推進

的人権を護るとともに、 るため、国は次の事項を実現すること。 人権擁護の推進 人権擁護の推進を図り、住民の基本 住環境整備等の物的事業を改善す 生活環境の整

に関する施策をより一層推進するとと 3法に基づき、人権教育及び人権啓発 差別解消のために制定された以下の

推進するとともに、ゴミ処理施設等生 病院・診療所等の整備、 派遣制度を早急に確立するとともに、 回診療体制の整備を促進すること。 しない離島地域の輸送経費に対し、 離島における水不足の解消対策を 再資源化事業者等が存在 救急医療・巡 適 ること。 推進に関する法律」(障害者差別解消 教育の充実、

実施できるよう、財政措置の充実を図

啓発活動の取組を円滑に

①「障害を理由とする差別の解消の

もに、町村が実施する相談体制の強化、

6 離島が四方を海等に囲まれている 合防災対策の充実を図ること。 ための住居の集団的移転の促進等 ることを防止するため、国土保全施設 踏まえ、災害を防除し、 など厳しい自然条件の下にあることを 避難施設、備蓄倉庫等の整備、防災の 島民が孤立す 総

の制度の詳細設計を定めた新たな法制 離島特別区域制度については、 X

ること。 を防止するため、

2 地域改善対策の推進 に実施できるよう、適切な措置を講じ 般対策に移行した事業を引き続き円滑 法律」(部落差別解消推進法) ⑴「地対財特法」の失効に伴い、 3 「部落差別の解消の推進に関する

関する法律」(ヘイトスピーチ解消法) 別的言動の解消に向けた取組の推進に

②「本邦外出身者に対する不当な差

を設置すること。 関する法的措置を講じるとともに、国 における総合的な調整機能を持つ機関 (2) 人権侵害の防止及び被害の救済に

講じること。 ③ インターネット上による人権侵害 実効性のある対策を

充実を図ること。 (4) 隣保館運営費等に係る財政措置の

和措置を講じること。 負担とし、償還完了まで実施すること。 を充実するとともに、係る財源は国の 還推進助成事業については、その内容 (5) 住宅新築資金等貸付事業に伴う償 公営住宅家賃について、 特別な緩

後の運営方法並びに町村から地域に譲 整備した各種施設の経過措置期間 地域改善対策事業等によって建 また、国の啓発施設の建設等により

よろしくお願いいたします。行となりますので、ご了承の程、

明確にすること。

渡する場合の方策等について、

早急に

広報啓発活動を充実強化すること。

活動

いて緩和すること。行の適正化に関する法律」の規制につ符の適正化に関する法律」の規制につきとなる「補助金等にかかる予算の執また、町村が地域に譲渡する際に支

30 米軍機による低空飛行訓練の

切に対応すること。 米軍が日本において行う低空飛行訓 米軍が日本において行う低空飛行訓 米軍が日本において行う低空飛行訓 米軍が日本において行う低空飛行訓 米軍が日本において行う低空飛行訓 米軍が日本において行う低空飛行訓

報

北方領土の早期返還

31

を図ること。
を図ること。
を図ること。
を図ること。
を図ること。
を図ること。
を図ること。

町

32 竹島の領土権の確立

こと。
よう、国は更に強力な外交交渉を行う
漁業の安全操業が速やかに実現できる
漁業の安全操業が速やかに実現できる
権を早期に確立し、周辺海域における
我が国固有の領土である竹島の領土

しては、休刊とさせていただきます。

7月22日付の町村週報につきま

休刊のお知らせ

第3088号は7月29日付の発

船の領海侵犯33 尖閣諸島海域における中国漁

国民保護・安全対策等の推

34

容認できない行為である。
を認できない行為である。
お朝鮮による我が国上空を通過する出朝鮮による我が国上空を通過する。
は、航行・操業する船舶や漁船、航空に、航行・操業する船舶や漁船、航空に、航行・操業する船舶や漁船、航空に、航行・操業する船舶や漁船、航空を通過する。

る実効性のある対策を実施すること。全・安心を守るために必要な、あらゆやすい避難行動の周知など、国民の安ける適切な情報伝達、具体的でわかりで臨むとともに、ミサイル発射時にお国は北朝鮮に対し、毅然とした姿勢

交通遺児家庭に 暮らしの安心を

交通遺児等育成基金が 力強くバックアップします。

1980年8月の設立から 交通遺児の皆さんとともに。

〈お問い合わせ・お申し込み〉

公益財団法人 **交通遺児等育成基金**

〒102-0083 東京都千代田区麹町4-5 海事センタービル7階

00 0120-16-3611 (基金事業)

03-3237-0158 (支援給付事業)

協力団体/独立行政法人 自動車事故対策機構(本部TEL03-5608-7560)

交通遺児 育成基金事業

損害保険会社等から 支払われる損害賠償金等から 基金に拠出金を払い込むと、これに 国庫補助金と民間援助金を加えて安全・ 確実に運用し、お子様の養育資金と して3か月ごとにまとめて満19歳 に達するまで、育成給付金 を送金します。

- ●加入年齢 満16歳未満の遺児が 加入できます。
- 拠出金額加入年齢により異なります。
- ●給付金額

育成給付金は加入 者の年齢とともに 増えていきます。

交通遺児等 支援給付事業

中学生以下の交通 遺児または交通事故により重度 の後遺障害を負われた方の子弟が いる家庭で、生計が困窮している家庭 を対象にした給付事業です(貸付け ではありません)。

●越年資金

12月に2万5千円を支給します。

- ●入学支度金・進学等支援金 小学校、中学校入学時に5万円 を支給します。
- ●進学等支援金 高校進学時又は 就職時に5万円 を支給します。

2095

【住所】 秩父郡皆野町大字上日野沢

報

日 埼玉県町村会副会長

平成29年11月6日~令和元年5月31 平成22年9月28日~平成25年5月 月28日~現在 埼玉県町村会理事▽

【町村会関係の経歴】▽平成22年9

府 県町 村会

の定期総会で次の通り会長を選出し 埼玉県町村会は令和元年5月30日

(6月1日就任)

費無料化▽皆野中学校校舎改築▽消

前保育料の無料化▽18歳までの医療

な子供公園の整備▽多子世帯就学

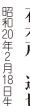
整備・国神学童保育所の新設)

マみ

防団の組織再編4詰所・9車両更新

石木デ 道なも

【家族】妻・子 【趣味】狩猟・読書



の町村長会議で次の通り会長を選出 山梨県町村会は令和元年5月4日

山梨県町村会長 6月1日就任

南巨摩郡南部町長紫ニ ま なんぶ 昭和27年4月3日生 佐野 和広



昭和59年3月1日~平成18年4月4

【町村長に就任するまでの経歴】▽ 【町村長としての当選回数】4回

日皆野町議会議員

0番地2 【住所】南巨摩郡南部町万沢445

平成14年1月横内正明事務所▽平成 17年4月リバックス㈱▽平成19年12 【町村長に就任するまでの経歴】▽ 【町村長としての当選回数】3回

進事業住宅取得奨励補助金創設▽学

【主な業績】▽子育て世帯等定住促

童保育所の充実(皆野学童保育所の

月横内正明事務所▽平成23年4月南

月山梨県町村会副会長▽令和元年6 月山梨県町村会長 【町村会関係の経歴】▽平成29年6

(奈良県監査委員・県医療

災施設を併設した町内2つ目の道の 駅建設▽物流企業を町内へ誘致 若者子育て支援宅地として分譲▽防 得して商業施設を誘致▽学校跡地を 定住化促進住宅の建設▽国有地を取 南衛生組合と合併▽学校跡地へ若者 バ敷設▽単独可燃ごみ処理施設を峡 【主な業績】▽町内全域に光ファイ

【趣味】 ゴルフ

町長

イオンズクラブ会長▽平成20年高取 奈良県連政調会長▽平成7年高市ラ 連盟会長(2期)▽平成7年自民党 ▽平成5年自由民主党全国青年議員 生委員長・過疎対策委員長を歴任) 審議会委員・県議会文教委員長・厚

家族 妻

の臨時総会で次の通り会長を選出し 奈良県町村会は令和元年5月20日

高市郡高取町長 奈良県町村会長 (6月1日就任)

植村ら 家忠だ

昭和18年2月16日生



DY)▽昭和62年~平成11年奈良県 昭和40年広告代理店大広(現博報堂 議会議員 【住所】高市郡高取町下子島3 【町村長に就任するまでの経歴】▽ 【町村長としての当選回数】3回

令和元年5月20日理事 25年3月31日、平成29年6月1日~ 3月31日、平成23年4月1日~平成 会長▽平成20年3月2日~平成21年 月1日~平成29年5月31日顧問▽平 成25年6月1日~平成27年5月31日 【町村会関係の経歴】▽平成27年6

模改修及び耐震化▽幼・小・中学校 張市転落寸前の多額の累積赤字を一 関する包括協定締結 の空調設備設置▽給食センター新築 開発公社の再建▽小・中学校の大規 掃し黒字団体に再生)▽高取町土地 ▽奈良県と高取町とのまちづくりに 【主な業績】▽財政再建(第2の夕

【家族】妻・長男・二男・孫4人 【趣味】読書・ゴルフ・旅行

